

本日の会議に付した事件

平成28年第1回山元町議会臨時会

平成28年2月15日（月）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 提出議案の説明
日程第 4 報告第1号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
日程第 5 報告第2号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
日程第 6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（山元町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
日程第 7 議案第1号 平成27年度 移動式遊具等購入事業に係る物品購入契約について
日程第 8 議案第2号 平成27年度 産振農復物4号 山元町園芸作物用機械等整備事業（大型トラクター等導入）に係る物品購入契約について
日程第 9 議案第3号 平成27年度 産振農復物5号 山元町園芸作物用機械等整備事業（収穫機等導入）に係る物品購入契約について
日程第10 議案第4号 平成27年度 産振農復物6号 山元町園芸作物用機械等整備事業（フォークリフト導入）に係る物品購入契約について
日程第11 議案第5号 平成27年度 債務負担行為 産振農復請2号 山元町園芸作物用施設整備事業造成工事（笠野地区）請負契約の締結について
日程第12 議案第6号 平成27年度山元町一般会計補正予算（第5号）

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成28年第1回山元町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、1番岩佐哲也君、2番渡邊千恵美君を指名します。

議 長（阿部 均君）日程第2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、お手元に配布のとおり、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

会期は、本日1日限りに決定しました。

議長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。

事務局長に、お手元に配布しております報告書を朗読させます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。議長諸報告。

1、議会閉会中の動向

1 2月22日、仙南・亘理地方町議会議長会議長会議が開催され、出席しました。

1 1月20日から22日、宮城県町村議会議長会主催による議員講座が開催され、議員12名が出席しました。

1 1月28日、宮城県町村議会議長会主催による新議員講座が開催され、議員8名が出席しました。

1 1月29日、宮城県議会大震災復興調査特別委員会が県内調査のため訪れ、議員11名が出席しました。

2 2月2日、大河原町議会主催による議会議員研修会が開催され、議員5名が出席しました。

2 2月3日、仙南・亘理地方町議会議長会主催による議員合同研修会が開催され、議員13名が出席しました。

2 2月5日、亘理名取地区市町議会連絡協議会主催による宮城県議会議員との行政懇談会が開催され、出席しました。

2 2月8日、高速自動車道整備促進に関する浜通り地方連絡協議会による要望活動のため、関係市町と国土交通省等を訪れました。

2 2月12日、視察研修のため宮城県利府町及び宮城県女川町を、議員13名で訪れました。

（総務民生常任委員会）

1 2月17日、1月14日、1月26日、2月10日、委員会が開かれました。

（産建教育常任委員会）

1 1月8日、2月4日、2月9日、委員会が開かれました。

（議会広報常任委員会）

1 2月15日、1月7日、1月13日、1月19日、委員会が開かれました。

（議会運営委員会）

1 2月18日、1月18日、委員会が開かれました。

裏面をお開きください。

（全員協議会）

1 1月7日、1月25日、2月3日、2月9日、協議会が開かれました。

2、陳情の受理

陳情1件が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

3、長送付議案等の受理

町長から議案等9件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

4、監査、検査結果報告書の受理

監査委員から例月出納検査の結果報告が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

5、説明員の出席要求

本臨時議会に、お手元に配布のとおり説明員の出席を求めています。

以上です。

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第3．提出議案の説明を求めます。

今臨時会に提出された議案等9件を山元町議会先例67番により一括議題といたします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。改めて、おはようございます。

本日ここに平成28年第1回山元町議会臨時会が開会され、各種提出議案をご審議いただくに当たり、各議案の概要等をご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会においてご審議をいただく各議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

初めに、議会の指定専決処分事項に係る報告議案について申し上げます。

報告第1号及び第2号の専決処分の報告については、町が管理する町道の瑕疵管理によって、相手方の車両に損害を与えた自動車破損事故に関して、損害賠償の額を定め和解することについて、去る1月8日に専決処分をいたしましたので、これを報告するものであります。

次に、急施専決処分としての承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」は、平成28年度税制改正大綱において、一部の地方税関係書類についてマイナンバーの記載を要しないこととする見直しが行われたことに伴い、町税条例についても所要の改正を行い、本年1月1日から施行する必要があったことから、昨年12月28日に専決処分をしたものであります。

次に、契約締結に係る議決議案についてですが、議案第1号平成27年度移動式遊具等購入事業に係る物品購入契約については、新山下駅周辺のつばめの杜地区に建設中の子育て拠点施設等で使用する移動式遊具等の物品購入契約の締結を、議案第2号平成27年度産振農復物4号山元町園芸作物用機械等整備事業、これは大型トラクター等導入でございますが、これに係る物品購入契約から、議案第4号平成27年度産振農復物6号山元町園芸作物用機械等整備事業、これはフォークリフト導入に係る物品購入契約までの3議案については、東部地区農地整備区域内における被災農家の農業再生を図るため、被災地域農業復興総合支援事業を活用したトラクター等農業用機械の物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

また、議案第5号工事請負契約の締結については、議案第4号と同様に、東部地区における被災農家の農業再生を図るため、笠野地区に建設する出荷調製貯蔵施設等の敷地造成工事に係る請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

続いて、補正予算に関する議案について申し上げます。議案第6号平成27年度山元町一般会計補正予算（第5号）案について申し上げます。

歳出予算の土木費については、新市街地設計施工一括発注工事において、新山下駅周辺地区市街地並びに新坂元駅周辺地区市街地の精算見込み額が確定したことから、関係

する予算を増額措置するものでございます。

以上、ただいま申し上げました歳出予算に見合う財源としては、震災復興特別交付税を増額するとともに、震災復興交付金基金からの繰入金並びに地方債を増額し、最終的な財源調整として財政調整基金の取り崩しを増額措置した結果、歳入歳出それぞれ約28億6,000万円を増額し、総額444億円余とするものであります。

以上、平成28年第1回山元町議会臨時会に提案しております各議案の概要についてご説明申し上げましたが、なお、細部につきましてはさらに関係課長等に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）日程第4．報告第1号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。報告第1号 専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分するものでございます。

2枚目の専決処分書をお開きください。

町は道路管理の瑕疵により相手方の車両に損害を与えたことによる自動車破損事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、次のとおり決定する。

1、相手方は記載のとおり山元町にお住いの方でございます。

2、事故の概要でございますが、平成27年4月18日午前10時ごろ、浅生原字下大沢地内において、町道7号浅生原線を東から西方向へ走行していた相手方運転の車両が、道路を横断している側溝のめくれ上がった鉄板の角に接触し、助手席側前タイヤを切り裂きパンクしたため、タイヤ1本を交換する必要がある事故が発生したものでございます。

3、損害賠償の額、その他和解条項。

（1）町は相手方に対し本件事故の損害賠償として総損害額の70パーセントに相当する金2万639円を支払うことを認め、これを相手方の口座に送金して支払う。

（2）相手方及び町は、本件事故については以上で解決し、ほかに何ら債権債務のないことを確認する。

以上で報告第1号の説明とさせていただきます。

議長（阿部 均君）報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

議長（阿部 均君）日程第5．報告第2号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。次に、報告第2号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

2枚目の専決処分書をお開きください。

条文は記載のとおりでございます。

1、相手方は記載のとおり互理町にお住まいの方です。

2、事故の概要でございますが、平成27年7月19日午後6時50分ごろ、大平字

西田地内において、町道17号いちご街道線を南から北方向へ走行していた相手方運転の車両が、道路の破損により生じたくぼみにはまり、助手席側ドア下部を路線にこすったため、板金塗装の必要が生じる事故が発生したものでございます。

3、損害賠償の額その他和解条項。

(1) 町は相手方に対し本件事故の損害賠償として総損害額の80パーセントに相当する金6万2,908円を支払うことを認め、これを相手方の口座に送金して支払う。

(2) 相手方及び町は、本件事故については以上で解決し、ほかに何ら債権債務のないことを確認する。

報告1号、2号について、事故発生から示談が成立した平成28年1月8日まで期間間となってしまう理由としては、相手方や保険会社との事故報告書の作成に時間を要してしまいました。今後は早期に示談が図られるよう、書類作成は早急に行います。また、事故現場についてはいちご街道線、浅生原線ともに応急処置を実施しておりますが、浅生原線においては来年度、側溝を新しいものに交換する予定としております。また、道路陥没については道路パトロール時に随時補修を行っております。道路管理の瑕疵による事故等が発生しないよう、今後とも適正な道路の維持管理に努めてまいります。

以上で第2号の説明とさせていただきます。

議長（阿部 均君）報告第2号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）を終わります。

議長（阿部 均君）日程第6．承認第1号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、山元町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

1枚おめくり願います。専決処分書でございます。

山元町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、急を要するので、地方自治法の規定により別紙のとおり専決処分をしております。

それでは、山元町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例のご説明をさせていただきます。あわせて、配布しております議会臨時会配布資料No.1、条例議案の概要で説明いたしますので、お手元にご準備願います。

平成28年度税制改正大綱が平成27年12月24日に閣議決定され、一部の地方税関係書類について社会保障税番号制度に係る個人番号の記載を要しないこととする見直しが行なわれたため、いわゆる番号法の施行期日であります平成28年1月1日までに対応できるよう改正する必要があったことから、山元町町税条例等の一部を改正する条例において所要の改正をし、専決処分をしたので承認を求めます。

主な改正内容ですが、今回の国による見直しにつきましては、地方税関係書類のうち申告など主たる手続とあわせて提出される、申告などの後に関連して提出される一定の書類について、本人の確認手続などに係る納税義務者の負担を軽減するため、提出者の

個人番号の記載を必要としないこととする見直しが行われたことから、平成27年3月31日に交付しております山元町町税条例の一部を改正する条例のうち、見直しが行われました規定について今回改正するものです。対象の書類につきましては、個人町民税減免申請書と特別土地保有税減免申請書になり、それぞれ番号法に基づく個人番号を記載する旨の改正を行っておりましたが、その改正を不要とするものです。なお、地方税法関係の書類につきましては、町税条例で規定している書類のほかに、総務省令で規定している書類も数多くあり、これらにつきましては平成27年12月25日に地方税法等施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が交付、施行されております。

次に、施行期日ですが、平成27年12月28日に専決処分をし、同日交付しておりますので、平成27年12月28日施行となります。

以上が、山元町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の主な内容でございます。ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（阿部 均君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありますか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今、説明の中で見直しの理由について言われているわけですが、その際、納税者の負担軽減という表現がありましたが、実際にはどういったことがあって見直しされたのか。その辺の理由について、もう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。今回の見直しです。この町民税、特別土地保有税につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、申告に基づくものということで、申告書を提出していただいた際に個人番号を記載いただいて提出いただきます。それ以降に提出される書類ということになりますので、一度番号をその行為に対していただいている。次、それに基づきまして引き続き何らかの必要があって提出される書類にまで番号を記載させる必要がないのではないかとというような見直しがされております。そういった見直しがされております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の、必要はあるんだ。1回やればその後は必要ないというのが今の説明かと受けとめました、改めて確認します。

税務納税課長（佐藤繁樹君）はい、議長。そのとおりでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。このマイナンバー制度については、日々マスコミ等でも取り上げられております。いろいろな問題が多発しているというような問題もあって、現在、総務常任委員会でもその審査しているという状況にありますが、この辺の、これは政府の見直しもやる前からこういう問題があるというこれは私は問題と見るわけですが、それがやる側がいろいろ調べていく中でわかってこういった見直しが図られたという、これは早目に図られたということで、これは評価といいますか混乱を犯さないということでは前進なのかというふうに思いますが、こういったことがもしかすると全般にわたって起きているのかという不安、懸念についてはいまだに我々払拭されていないということがあります。この間、総務民生常任委員会で検討もしてきた、いろいろ説明も受けてきたところではありますが、なかなかその間での説明も十分納得のできる、理解のできる、しやすい説明にもなかつた。それは町自体も国そのものが中途半端なところでとどまっているところから、実は町自体が実際執行する町の混乱も大きいのではないかと

いうふうなことが十分考えられます。

いずれにしても、この件につきましては実際に動いているということであり、このことである部分で止めるということができないことでもありますので、これらのこのマイナンバー制度についてはこの一例に見られますように町として十分な慎重に今後の取り扱いについて進められたいということを求めて、終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（山元町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

承認第1号は原案のとおり承認されました。

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第1号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第1号 平成27年度移動式遊具等購入事業に係る物品購入契約について、ご説明いたします。

平成27年度移動式遊具等購入事業について、下記のとおり契約を締結するため地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、お手元に配布しております資料No.2の議案の概要によりご説明させていただきます。

繰り返しになりますが、本案件は移動式遊具等購入事業に係る物品購入契約を締結するに当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

初めに、購入品目及び数量についてご説明し、以下、順に各項目、内容についてご説明させていただきます。

1、購入品目及び数量についてですが、移動式遊具等全40種類各一式となります。主な品目と仕様については下段の表に記載しておりますスポーツマットやバランス平均台、幼児用滑り台などがありますが、全ての遊具等の詳細については、こちら議案概要の別添の移動式遊具等仕様一覧のとおりとなっております。各種項目の仕様内容なり詳細の全ての項目についての説明は割愛させていただきたいと思っております。申しわけございません。

次に、裏面をお開きください。2、契約の方法については指名競争入札で実施し、指

名業者数は8社であります。

次に3番目、契約金額です。契約金額は1,522万8,000円、消費税を含んだ金額となります。なお、落札率については84.98パーセントでした。

4、納品場所になります。山元町内子育て拠点施設内となります。

5番、納品期限です。納品期限は平成28年3月末となります。

6、契約の相手方については、本町内の有限会社鈴やであります。なお、ただいまご説明いたしております資料の下段から次ページにわたり、主な移動式遊具等のイメージ図を、写真を添付してございます。主な品目がこの8つとして写真を記載させていただいております。

以上で議案第1号 平成27年度移動式遊具等購入事業等に係る物品購入契約についての説明となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

1番岩佐哲也君の質疑を許します。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは、何点か確認という意味で質問させていただきます。

まず1点目は、ただいま資料をいただきましたこの図面、これは主なものが載っていると思うんですが、単純に第一印象、私が見た第一印象、これだけで1,500万円もかかるのかというのが第一印象でございます。そこでお尋ねしますが、1,500万円、この40アイテムがあるということなんですが、この中で金額の大きいもの、100万円以上、全体で1,500万円ありますので100万円以上ぐらいのものは何々あるのか。例えば、すべり台であるとか何とか大体予想はつくんですが、ただ、それらを足して1,500万円になるのかというのが私の印象でございますので、その辺をもうちょっと詳しく説明いただければと思っています。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、100万円以上のもの、ちょっとお時間ください。今、調べます。

今回、こちらのほうの議案の概要に記載あります写真で主な高額なものとしては、4番のクライミングプレイ、こちらも高額な品物になってございます。あと、もう1点でいきますと7番、杉木のおもちゃ、あとは8番のこちら木のおもちゃが高額なもの。そのほか、写真では記載していないんですが、後ろのほうの3ページ以降の移動式遊具等仕様一覧の中で番号でいうと19番、エアポリンと言いまして空気で膨らませてトランポリンみたいな形のものであったり、あとはプール、ちょっと戻りますが番号10番の遊園のプール、簡易的なプールです。通常、保育所ですとコンクリートとかでプールをつくるのではなく、ではなく組み立て式の簡易的なプールなども高額な品物になってございます。

おのおの積み上げまして、約40品目で1,500万円というふうな落札額になってございます。以上でございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。この仕様書を見ますと、例えば4番、5番、6番あたりは質量200キログラムという、かなりこれ、5番も6番もかなり大型というか重量物というかだと思ってしまうんですが、重いから高いということはないんですが、この辺はいかがですか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。5番、6番、丸太チャレンジクライミング、これは5番です。6番についても、やはり先ほどのエアポリン程度の高額な品物にもなってござい

ます。以上です。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。そういうものを含めて1, 522万円ということですが、これら一括、全商品一括で入札したというのは私はこれだけのものであれば分割して、例えば遊具関係とあるいは室内で遊ぶボールであるとかいろいろなものと分けて発注してもいいのではないかというような印象を持つんですが、例えば五、六百万円ずつ3つに分けるとか、あるいは半分半分に分けるとかグループ別に分けるとかということがあってしかるべきではないかと思うんですが、一括発注、一括といいますか総合全体で一つ金額でやるという方式にしたのは何らかの当然理由があったんだろうと思うんですが、その辺の理由を説明いただきたいと思います。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。このような備品購入の事業等を購入目的が同一であるとか同一として取り扱うことに合理的な理由がある等によって判断してございます。今ご質問ありましたとおり、分割発注を行えば受注の機会等ふえることが想定されます。しかし、一方では発注にかかる試算、設計の段階で諸経費等についてはおのおの算出することになり、事業費が高くなることも想定される一つであると思っております。あと、今回の備品購入事業については事業費が大きく、国庫補助事業でもございます。そのことから、スケールメリットや競争性を重視し、分割発注ではなく一括の発注を行っていった次第です。

今後の備品購入事業、まだこれからもあるかと思えます。品物、納品時期、事業規模などさまざまな要因等を総合的に判断しまして、内容によっては分割発注が行えるものはぜひとも検討してまいりたいと思っております。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。今後はそういった意味を含めて分割発注のほうがメリットがあるのではないかと。メリットというのは価格的な問題とかいろいろな意味でメリットも当然あると思うので、今後は十分検討すべきではないかということをお答え申し上げます。

それから3点目ですが、これをよく見ますと仕様書の最後に、一番最後のページにスギコダマとかありますね。よく見ますと、その右側の適用の欄に有馬晋平作という作家、つくった人の名前まで、これは単純にこの商品でなければいけませんよと。これは類似の商品もあるはずなんです。スギコダマとかいろいろなあれというのは。これは一つのこの方つくったものの商品名がスギコダマということであって、御存じのとおり無印良品という機能が同じようなものでブランドではないかもしれませんが、そういったものがあるんですが、これは一つこういうふう指定してしまうとこの人しかいけない。この人の買える業者しか入札できない。入札の平等性というか公平性というか透明性というか、そういう部分にそういったものが影響しないかどうかという疑いといいますか心配をするんですが、結果的にはいいものであればそれはいいかもしれませんが、問題は思ったよりも価格がいいなりといつては語弊ありますが、町としては税金を使うわけですから少しでも安くというか値段だけではありませんがいろいろな意味でサービスもよくなければだめですが、一つのルート、一つの業者しかしてならない。そういう商品であればしょうがないんですけれども、ここに作家まで指定しているというのはどういうものかと。これはどういう考えでこんなふうにしたかを、背景をご説明いただきたい。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまご質問ありましたスギコダマとか木製の遊具になります。有馬晋平作ということで指定させていただきました。作者指定でございます

が、一般的なメーカーのつくっている品物でございまして、どちらの業者も、例えば今回指名競争で指名させていただいた業者、主に教材等を扱う業者なんですけど、そちらの業者が全て扱えるメーカーの品物でございまして。なお、高額なという話もございましたが、今回子育て拠点施設、基本、木造でつくってございまして。この土地にあった木造の施設の中で木造の遊具でもって山元町らしい子育て環境を目指していきたいという考えから、若干値段はおっしゃるとおり高いかもしれませんが、安全面等を考慮させていただきまして指定させていただいた次第でございまして。以上でございまして。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。1 社以外どこでも扱えるようなシステムだという確認をしてこれを指定したということなので、私も心配した点は解消されましたのでよろしい。

最後にもう 1 点。今課長からもお話しありました児童の安全面というお話がありました。私も一番これを危惧しておったんですが、例えばこのスギコダマを例に挙げますと、1 メートル掛ける 6 8 センチメートル掛ける 3 2 面、3 3 番ですね。ということは、これはしかもこれが円形であると。これでもって遊具として遊ぶんだと思うんですが、これは 7、8 0 キログラムに相当する重量からしますとここに書いていませんが、私これの小さいもののスギコダマの 6 5 センチメートルというのを何グラムあるか調査した場合、8 0 グラムだったんです。ちょうど縦横 1 0 倍 1 0 倍 1 0 倍で 1、0 0 0 倍ぐらいの体積になるんですが、そうすると単純に言うとも 8 0 キログラムというこれの子供たちが触って遊んだりしてゴロゴロ転がったり地震だと転がったりして危険性がないかどうかという心配があるんですが、その辺の確認はされたんでしょうか。それで、そういったことを確認してこれに設置しようという結論に至ったのかどうか。その辺の背景をちょっとご説明いただきたい。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。こちらは、すみません、写真記載していないんですが、主に、例えば木でトンネルをつくって、木をくりぬいてトンネルをつくってそこを通り抜けるものであったり、あと、ひとつベンチみたいな大き目の形の木の大玉でしょうか、玉であったり、そのような放り投げて遊んだりするものではなく、そこに滑って上ったりくぐったりして遊ぶような品物が主でございまして。写真はこちらのほうに記載がないんですが、そのようなものになってございましてのでご理解いただければと思います。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。3 5 番はトンネルということで、確かにトンネルわかるんですが、3 3、3 4 は円形のこれに触って遊ぶとかその辺に置いておいて触るというものではないということですね。わかりました。私の誤解といいますか確認がとれました。

最後に 1 つだけ。スギ花粉とかというのは結構あるわけなんです。それらに触ることによって子供たちがスギ花粉とこれは違うんでしょうけれども、杉材、あるいはヒノキ材ということでこれに触ってアレルギー症状を起こすとかいう子供たちがそういう心配がないのかどうかだけ最後に確認だけしてもらいたい。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。その辺のカタログの内容等、今手持ちがなくてわからないんですが、花粉とは違って木そのものであって、今回設置する遊具等の材料についても何か明示をして遊ぶときに保護者の方なりがわかるような形で遊ばせるように考えていきたいと思っております。以上でございまして。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。貴重な子供たちのあれですから、その辺はよくあれして問題を発生、起こさないようにだけひとつ十分気を使って設置していただきたいと思っております。以上で終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

12番（青田和夫君）はい、議長。先ほど説明ありましたが、指名業者数が8社ありますけれども、これの内訳ちょっと教えていただけますか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。指名業者数が8社ございまして、主に県内の教材等納品実績のある業者さんでございまして。

8社ございまして、実際の入札参加は、辞退が3社ございましたので5社での指名競争入札となっております。

議長（阿部 均君）青田さん、業者名もですか。業者名を。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。では、業者名を申し上げます。まず、役場の指名業者の登録順に説明させていただきます。1社目が有限会社鈴や、町内の業者でございまして。2社目が株式会社学研エリアマーケット仙台支店。3番目、株式会社太陽事務機。4番目、株式会社第一事務機商会。5番目です。株式会社北文社柴田営業所。6番目、有限会社ショーゴ、こちらは町内の業者でございまして。7番目、ひかりのくに株式会社仙台営業所。8番目、株式会社宮城県学校用品協会となっております。

金額から申し上げます。1番目、株式会社鈴や、こちらの金額です。すみません、入札金額で申し上げさせていただきます。1,410万円。税抜きで入っていましたので、税金を掛けたほうがいいですか。

税込みで説明させてもらったほうがいいですか。今ので8パーセント税金を掛けますと、1,522万8,000円、こちらは今回の議案の金額となります。

2番目、3番目の会社は辞退となっております。4番目、株式会社第一事務機商会については税込みで1,666万7,748円。5番目の株式会社北文社柴田営業所については1,593万円。次、6番目、辞退でございまして。7番目、ひかりのくに株式会社仙台営業所です。こちらの金額は1,598万3,568円です。8番目、最後ですが株式会社宮城県学校用品協会、こちらの金額は1,575万5,040円となっております。以上でございまして。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第1号 平成27年度移動式遊具等購入事業に係る物品購入契約について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第8．議案第2号を議題とします。

本案について説明を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第2号 平成27年度産振農復物4号山元町園芸作物用機械等整備事業（大型トラクター等導入）に係る物品購入契約についてをご説明申し上げます。

お手元の配布資料3でご説明申し上げます。今回、東日本大震災による被災農家の農業再生を図るため、平成27年度被災地域農業復興総合支援事業に基づき、農業用機械を取得するに当たりまして、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

内容でございますけれども、まず、1番として購入品目・台数であります。トラクター1台ほか専用作業機各1台、計8基8台になります。主要装備につきましては、この記載のとおりでございます。

2番、契約の方法でございます。今回については条件付一般競争入札で執行しております。入札参加業者数は3社でありました。

3番目、契約金額でございますけれども、1つ金、2,365万2,000円、これは消費税を含む額でございます。落札率は67.1パーセントであります。

4、納品期限でございますが、本年3月31日までですが、条件つけておりまして、ただし合理的なやむを得ない事情等により納品等が期日まで完了できない場合には、議会の承認を得て繰り越すことがあるということでございます。

次に裏面をお開きいただきまして、5番目、契約の相手方でございますが、亘理町のみやぎ亘理農業協同組合であります。

6番目、参考でありますけれども、機械の貸与先につきましては、これは1経営体1法人になりますけれども、新浜地区の112ヘクタールを営農する予定のヤマモトファームであります。トラクターのイメージ写真はこのカラーのもので、記載のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。―― 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第2号 平成27年度産振農復物4号山元町園芸作物用機械等整備事業（大型トラクター等導入）に係る物品購入契約について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第9．議案第3号を議題とします。

本案について説明を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。続きまして、議案第3号 平成27年度産振農復物5号 山元町園芸作物用機械等整備事業（収穫機等導入）に係る物品購入契約についてご説明申し上げます。

配布資料のNo.4をご覧いただきたいと思います。提案理由につきましては議案第2号と同じでありますので、省略させていただきます。

まず、内容ですけれども、1番、購入品目・台数であります。カンショ機、サツマイモの収穫機が3台、それからネギの収穫機が12台、それからエンジンの収穫機が1台、乗用管理機、これは消毒用の機械ですけれども1台、それからマニュアルスプレッダー、これは肥料を散布用の機械ですが1台、それからシンコウロータリーが1台、それからエンジン出荷調製機一式が1台、それからネギの出荷調製機一式が1台の計21台でございます。主要装備につきましては、以下に記載のとおりのおりの表のとおりでございます。

裏面をお開きいただきたいと存じます。2番でございますけれども、契約の方法でございます。条件付一般競争入札で執行しております。入札の参加業者数は4社でありました。

3番目、契約の金額であります。1つ金、6,022万800円、消費税を含む額でございます。落札率は79.3パーセントでございました。

4番、納期限でございますが、これも本年3月31日までで、条件を付しております。2号と同じであります。

それから、5番目、契約の相手方でありますけれども、仙台市の株式会社五十嵐商会であります。

6番、参考でございますが、機械の貸与先につきましては2経営体2法人でありまして、新浜地区のヤマモトファーム、それから磯地区の農事法人磯浜ということで、これは12ヘクタール経営する法人であります。

次のページに収穫機のイメージ写真ということで記載しておりますが、それぞれ貸与する先として新浜地区と記載しているところは機械は、これはヤマモトファームでございます。それから磯地区と記載してあるものは農事法人磯浜、磯地区の法人に貸与するものというものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。―― 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第3号 平成27年度産振農復物5号山元町園芸作物用機械等整備事業（収穫機等導入）に係る物品購入契約について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第10. 議案第4号を議題とします。

本案について説明を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、続きまして議案第4号 平成27年度産振農復物6号山元町園芸作物用機械等整備事業（フォークリフト導入）に係る物品購入契約についてご説明申し上げます。

配布資料のNo.5をご覧くださいと存じます。提案理由につきましては、2号、3号と同じでございます。

内容でございます。1番、購入品目・台数であります。フォークリフトハイマスト仕様2台、主要装備については記載の表のとおりでございます。

次に、2番契約の方法でございますが、条件付一般競争入札で執行しております。入札参加業者数は5社でありました。

3契約金額であります。1つ、金421万2,000円、消費税を含む額でございます。落札額は58.4パーセントでございました。

4番、納期限につきましては、これも本年3月31日までで、2号、3号議案と同じように条件を付しております。

5番、契約の相手方でございますが、仙台市の小松リフト株式会社仙台支店でございます。

裏面をお開きいただきたいと思います。6番、参考でございますが、機械の貸与先については1経営法人、1法人であります。これは新浜地区のヤマモトファームでございます。イメージ写真をつけてございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。みんな、この間示されたので同様の理由なんです。合理的なやむを得ない事業等によりという表現ですが、どのように理解すればいいのかな。いろいろ想定されるわけですが、期間が短いという、なぜ今の時期の契約なのかとか、あるいは対象となるもの、112ヘクタール、12ヘクタールというのがまだ全て活用できない状況にあるために遅れてもしようがないというふうなことなのか。変な憶測が生まれてくるんですが、その辺、わかるように、理解できるように、すっきりできるような

ご説明をお願いいたします。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。これにつきましては、ご質問のこの条件でございますけれども、復興交付金認められて議会のほう提案させていただいて、これは1月に執行しております。基本的には年内に納品は可能であろうというふうにしておりますけれども、いずれも特注品、あるいは一部については輸入品もございます。そういったことから、自然災害とか、あるいは部品の調達、そういった部分で遅れる場合もある程度認めておくということで競争性を確保できる。これしか期間がないと私は入札できないというようなことのないように配慮しております。機械的には農地の復旧の遅れということには基本的には配慮ではなく、そういう特注品というようなことでの配慮でございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。農地のほうの112ヘクタール、12ヘクタールというのは完了しているというふうな受けとめ方でいいんですか。

農業基盤整備推進室長（大和田 敦君）はい、議長。それでは、工事の進捗というふうなことで、私のほうからご説明させていただきます。

ただいま議題に上がっておりますのは新浜地区で使用する機械、あるいは貸与先についても産業振興課長のほうからお話しさせていただきましたけれども、当該地区につきましては4つの工区、4工区に区分して工事を実施しているところでございます。この進捗等々についてご説明させていただきますが、1月31日現在の進捗を申し上げますと、まず1つ目につきましては、議員ご承知のとおり、既に試験栽培等々を行われております。こちらについては完了しているというふうなことで、約15ヘクタール、こちらのほうには既に完了しているというふうな流れになってございます。残り3つのうちの2工区については、工期を3月25日に設定してございます。この2工区の進捗に関しましては、これも同じく1月31日現在の進捗でお話しさせていただきますと、1つは28パーセントの計画に対して実際の進捗は29パーセント、もう1工区については30パーセントの計画に対して、現況30パーセントの進捗であるというふうな状況になってございます。

最後、もう1工区でございますけれども、こちらにつきましては6月の30日を工期として定めてございます。こちらのほうの工区の進捗につきましては、同じく1月31日現在でありますけれども、3パーセントの計画に対して現況2パーセントの進捗というふうなことで、おおむね計画どおりの進捗を得ているというふうな内容でございます。なお、この進捗等々は工区ごとの進捗でございまして、当然のことながらその工区内で引き渡し可能な圃場が完成次第、随時経営体のほうに引き渡していくというふうなことで、従来どおり検討しております。なお、事業主体は宮城県ではございますけれども、今後とも県と同様に工程管理の徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第4号 平成27年度産振農復物6号山元町園芸作物用機械等整備事業（フォークリフト導入）に係る物品購入契約について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第11、議案第5号を議題とします。

本案について説明を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第5号 平成27年度債務負担行為産振農復請2号山元町園芸作物用施設整備事業造成工事（笠野地区）請負契約の締結についてご説明申し上げます。配布資料No.6をご覧くださいと思います。

提案理由でありますけれども、山元町園芸作物用施設整備事業造成工事（笠野地区）請負工事の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

内容でございますが、1、契約の目的についてはこの議案の名称のとおりであります。

2番、契約の方法であります。条件つき一般競争入札で執行しております。入札参加業者数は8社でありました。

3番目、契約金額であります。1つ、金6,372万円、消費税を含む額であります。落札率は86.71パーセントでございました。

4番目、契約の相手方でございますが、村田町株式会社今野建設でございます。

5番、工事の場所でございますが、町内高瀬字北中須賀地内ということで、1枚目をめくっていただくと位置図をつけておりますけれども、ご覧いただきたいと思いますが、広域図ということで右下に大きい図面をつけておりますけれども、場所的には高瀬の清掃センターから町道を下がって旧常磐線の踏切を渡ったすぐのところでございます。位置関係については、この清掃センターと建設箇所の位置関係を赤で表示をしております。

次、戻っていただきまして6番、工事の概要でございます。内容としましては造成工が全部で1万9,800平方メートルでございます。そのうち、敷き砂利工が2,295平方メートル、そして水路工が、U字溝等敷設になりますけれども680.1メートル、これ以外に水路の附帯工として接続升等一式、それから排水取り付け暗渠工等一式、それからネットフェンスを周囲に回しますが、これが550.6メートル、そして出入り口の門扉工が4カ所という内容です。工期につきましては、契約の日から本年5月27日ということで、債務負担行為での工期を設定しております。

工事の内容につきまして、詳細図面をつけておりますので3枚目をお開きいただきますと、計画平面図でございます。上が図面の計画平面図と記載のほうが海側、そして下の手前のほうがこれはJRの線路側というふうに見ていただきたいと思いますが、踏切を渡ってすぐの場所に、面積的には1万、約2町歩の面積でございます。この面積の中に

盛り土をいたしまして敷きならしをして、周りにU字溝とフェンス、そして門扉工等を設置する。一部遊水池兼駐車場になるところがありますが、その部分が約2,300平方メートルの敷き砂利工ということで、ここに赤茶色の着色をしているエリアを表示しております。この場所には点線でちょっと入っておりますけれども、文字が小さくて恐縮ですが、真ん中の大きいところに農産物の出荷貯蔵施設、調整貯蔵施設が建ちます。そしてその隣に、南側になりますけれども農機具の格納庫が建って、さらにその西側の角のところに残渣処理施設ということでここから出たごみ処理できる施設を置くという計画でございます。この中に進入路等を整備して、建物を建てて、最終的には舗装等を施工いたしますが、今回については盛り土と敷き砂利、そして水路等になります。

次のページをめくっていただくと、計画の縦断図が入っておりますけれども、これは南から北に向かって横に切った断面になりますけれども、約平均現地盤から70センチメートルほど盛り土をするというものでございます。それからネットフェンスの標準図をその下に記載しております。高さが1.5メートルのものを周囲に回す。それから門扉工が1号、2号、3号、4号というふうに入りに口にこのような基礎を置いた門扉工を設置いたします。

次のページ、最後のページになりますけれども、U字溝等になります。盛り土が終了した後、U字溝を排水のために周囲に設置いたします。1号側溝工が排水フリウムの40センチメートル幅の深さが60センチメートルのもの、それからこれも2号も同じものになります。それから3号、5号がその右側になりますけれども、排水フリウムの300幅の2掛けで深さが50センチメートルのものを設置します。それから4号が同じ300幅のもので700の深さのもの、そして7号が700幅の700のものが入るといようなものでございます。

これらにつきましては、若干補足いたしますけれども、東部地区で今圃場整備を実施しておりますけれども、農地が約430ヘクタールほど被災しております。その中で畑地が310ヘクタールございます。ここにヤマモトファームが113ヘクタールの営農をするということで、大規模で集積集約を農地をして営農するということが入ります。大規模な野菜団地ができますが、その集出荷施設、そして今までご承認いただいた農機具等をおさめる施設としての建屋をここに整備をいたしまして、最終的には建物が完成後、町の施設をこの法人に貸し出すといようなことになります。今回についてはまず下地を整備するといようなことございまして、造成のみの提案といことになります。あと、引き続き建屋のほうの契約もあわせて提案いたしますけれども、今回についてはこの契約の内容といことでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第5号 平成27年度債務負担行為産振農復請2号山元町園芸作物用施設整備事業造成工事（笠野地区）請負契約の締結について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第5号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩といたします。再開は11時25分といたします。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第12. 議案第6号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。それでは、議案第6号 平成27年度山元町一般会計補正予算（第5号）案についてご説明申し上げます。

議案書のほうをお手元にご用意いただければと思います。

まず、今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ28億6,710万6,000円を追加し、総額を444億9,709万1,000円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正とあわせまして地方債の補正も行っております。

今回の補正予算につきましては、完成に向け鋭意工事を進めております新山下駅周辺地区及び新坂元周辺地区における新市街地整備について、整備内容が確定し工事完了に向けた設計数量の取りまとめ、社会情勢の変化に伴う物価上昇、インフレスライドということがございますが、などの追加費用等に関しまして調整が完了したこと、それから県に委託しております坂元道合地区の中層集合住宅建設に関し、建築設計業務が完了し工事に係る所要額が確定したことにかから、精算に向け必要となる予算について補正をするものでございます。

それでは、歳出予算からご説明をさせていただきます。議案書の7ページをお開き願います。

第8款土木費第4項住宅費でございます。第3目公営住宅建築事業費につきまして12億4,069万2,000円計上してございます。こちらにつきましては、新山下駅周辺地区及び新坂元駅周辺地区における災害公営住宅について、整備戸数が確定し、工事に係る所要額がおおむね確定したことや、県に委託している坂元道合地区の中層集合住宅建設に関し建築設計業務が完了し、工事に係る所要額が確定したことから補正するものでございます。財源といたしましては、地方債の欄に記載がございまして町債1億5,560万円、震災復興交付金基金繰入金10億8,448万7,000円となっております。

次に、同じ土木費の第6項都市計画費第3目都市計画復興推進費につきまして、合わせて16億2,641万4,000円計上してございます。こちらにつきましては、現

在鋭意工事を進めております新山下駅周辺地区及び新坂元駅周辺地区における新市街地整備について、工事完了に向けた設計数量の取りまとめ、社会情勢の変化に伴いインフレスライドなどの追加費用等に関し調整が完了したことから補正するものでございます。財源といたしましては震災復興交付金基金繰入金12億2,801万7,000円となっております。

今回、机上に配布資料ということで追加で資料を配布させていただいております。議案書だけでは補正の詳細がわからないかなということで、ちょっと若干こちらの資料7の1を用いまして私のほうから予算の内容について補足説明をさせていただきたいと思っております。

資料7の1をご覧くださいなのですが、左側にタイトルとして歳出予算事項別明細書ということで、議案書と同じような形で数字、それから説明内容を記載させていただいております。上から順番に説明していきますが、まず住宅費の公営住宅建築事業費ということで、委託料が9,935万8,000円というふうになってございます。その中で、説明で山下地区の住宅建築工事等業務委託料増ということで3,182万2,000円という記載がございます。この内訳でございますが、1つは一括発注分に入っております災害公営住宅建築事業の造成設計業務になってございまして、こちらの金額が1,364万7,000円、それからもう1つ内容がございまして、こちらは一括発注に入っておりませんが、災害公営住宅の建築の施工管理業務ということで1,817万5,000円、この2つが合わさって説明欄に記載の3,100万円という数字になるということでございます。同様に、坂元地区でございますが、こちらについては6,700万円ほどということになってはいますが、内訳といたしましては一括発注の中に含まれます災害公営住宅建築事業の造成設計業務が228万3,000円、それから同じく一括発注に含まれます災害公営住宅の建築事業の建築設計業務というのが1,175万円、それから一括発注には含まれませんが災害公営住宅の建築施工管理業務ということで545万9,000円となっております。そのほかに、先ほどの概要説明で申し上げました坂元道合地区の中層住宅の関係の費用が、色としては緑になってございますが、こちらのほうに記載のとおり計上してございます。

まず、災害公営住宅の建築事業の設計、こちらについては業務が完了したということで1,500万円の減額、それから同様に建築事業の建築工事ということで6,170万円のこちらは増額と、災害公営住宅の建築の中の駐車場整備の分で134万4,000円の増額というのがこの説明欄の6,753万6,000円の内訳となっております。

次に第15節の工事請負費ということで11億4,000万円ほど計上してございます。このうち、山下のほうで8億3,900万円ほど計上してございますが、その内訳といたしましては、いずれも一括発注の中に含まれるものですが、災害公営住宅の建築事業の造成分として1億8,086万1,000円という金額、それから災害公営住宅の建築のほうの工事の部分で6億5,855万円という金額が計上されているという中身になります。同様に、坂元地区につきましても3億円ほど計上してございますが、内訳といたしましては災害公営住宅の建築工事の部分で2億9,390万4,000円、それから駐車場工事ということで750万円計上してございます。それから19節の部分でございましては山下地区の災害公営住宅の上水道加入金とい

うことで51万9,000円という中身になってございます。こちらが公営住宅建設事業費の詳細な内容になります。

同様に、1枚お開きいただきまして、都市計画費のほうについてもご説明を申し上げます。こちらの中身といたしましては、委託料の中に事業が2本入ってございまして、防災集団移転促進事業、それから津波復興拠点整備事業という2本が入っているという形になります。まず、防災集団移転促進事業関係業務委託料ということで、こちらは一括発注に含まれております山下地区の造成設計業務という内容になります。それから津波復興拠点整備事業関係業務委託料ということで7,296万5,000円というふうに計上してございますが、こちらにつきましては山下分としていずれも造成設計ということになります。山下分として2,213万3,000万円、それから坂元分として5,083万2,000円、この2つが合わさって7,296万5,000円という数字になってございます。同様に工事請負費でございまして、こちらは一括発注分の山下と坂元の金額が入ってございまして、山下分につきましては造成工事として12億682万4,000円、それから坂元分では、同じく造成工事として3億3,435万7,000円というような形になってございます。

こちらの資料について、予算の詳細をご説明させていただきました。なお、さらに予算額の増減の詳細につきましては、この後、関係課室長から別途資料を用意してございますので、そちらを用いましてご説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上が歳出予算の内容でございまして。

次に、議案書にお戻りいただきまして、歳入予算をご説明いたします。6ページをお開き願います。

まず、第10款地方交付税でございまして、こちらにつきましては、歳出のほうでご説明しました震災復興交付金事業の補助裏に充てるため、震災復興特別交付税を約3億9,800万円計上してございます。次に第18款繰入金でございまして、第2項の基金繰入金につきまして、まず財政調整基金でございまして、財源調整の結果、約60万円追加で取り崩すということにしてございます。その下の震災復興交付金基金繰入金につきましては、先ほどご説明いたしました災害公営住宅建設事業の増額等に伴いまして約23億1,200万円取り崩しているというものでございます。

以上が歳入予算の主な内容でございまして。

最後に地方債の補正でございまして、議案書の3ページをお開きいただければと思います。

災害公営住宅建設事業ということでございまして、限度額を5億8,860万円から1億5,560万円増の7億4,420万円に補正してございまして、内容につきましては、先ほど歳出予算でご説明したとおりでございまして、省略をさせていただきたいと思っております。いずれも利率や償還の方法につきまして、変更はございません。

以上が今回ご提案申し上げます5号補正予算案の内容でございまして、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。それでは、引き続きこちらの補正予算の内容の補足説明ということで説明させていただきます。お手元に配布いたしました資料7の1の2ページ目、こちらのほうをご覧いただけたらと思います。

予算の補正内容の説明に当たりまして、補正理由が山下・坂元地区の新市街地の一括

発注の造成、建築等の内容に基づくものであることから、先ほど企画財政課長に説明いたしました災害公営住宅建設事業、その他各事業の補正額、こちらを坂元地区、山下地区の造成、建築の一括発注分、道合地区県委託分、その他で分けて集計したものが、2ページ目の3地区ごと集計表ということで取りまとめてございます。左の欄に山下、坂元、道合ということで各地区ごとの事業名が分けられておりまして、上のほう、各列につきまして一括発注の造成、建築、県委託、その他ということで仕分けしている状況でございます。

一括発注の造成を例に説明申し上げますと、例えば山下地区につきましては、内訳といたしまして災害公営住宅の設計費1,364万7,000円と工事費1億8,086万1,000円、防災集団移転事業につきましては1,226万8,000円、津波復興拠点整備事業につきましては造成設計で2,213万3,000円と工事費で12億682万4,000円ということで、山下地区の一括発注の造成の補正額の合計が14億3,573万3,000円ということになってございます。

同様に、一括発注の坂元地区につきまして今回の補正額の合計で、こちら黒塗りしております3億8,747万2,000円という形になってございまして、こちらが次ページ、配布資料7の2に書いてございます、お手元の配布資料の7の2のほうをご覧くださいただけたらと思います。こちらの3番、補正予算計上額ということで、山下地区と坂元地区の造成の補正額が書いてございますが、こちらの補正額の計14億3,573万3,000円と、坂元地区の3億8,747万2,000円、こちらが先ほどのページにお戻りいただけたらと思いますが、3地区ごと集計表の山下・坂元地区の合計額と一致しているという状況でございます。

その他、一括発注の建築の山下・坂元地区及び県委託の道合地区、その他の表につきましても、こちらの表と対比して見ていただければその内訳のほうがわかるような状況になってございますので、確認いただけたらと思います。

続きまして、配布資料7の2のほうをご覧ください。こちらの表、続いてまず造成建築を含めた山下・坂元地区の一括発注工事に係る予算につきまして、平成25年度に前払いに要する経費、歳出予算にて経費につきましては歳出予算にて、また平成26年から27年度の負担部分につきましては債務負担行為にて計上させていただいております。そして、今回最終的に必要な額が固まったことから、その不足額につきまして既決の債務負担行為に基づく事務費として歳出予算を補正計上させていただいております。なお、下の欄の右側の欄、補正後の予算見込み額の合計、こちらの211億8,005万9,000円、こちらは左の国庫支出金の内示額及び平成25年の歳出予算と26年、27年の債務負担行為額の合計、こちらの226億9,026万1,000円以内におさまっている状況であることをご報告させていただきます。

続きまして、補正理由のご説明でございますが、新市街地につきましては工事完了に向け、現在現場のほうを進めている状況でございますが、設計施工一括発注工事ということもございまして、まず設計施工一括発注の概要について簡単にご説明申し上げますと、配布資料7の4ということで一番後ろのページをご覧くださいただけたらと思います。

2月9日に全員協議会のときに配布した資料と同じものでございますが、こちらで発注方式の比較ということで説明させていただきたいと思っております。上がグレーで着色され

た列、分離発注と書いてございますが、通常はこちらの発注方式、分離発注という形で発注されるケースが通常の発注形式ということで御理解いただけたらと思います。設計条件が固まった状態でこちらで書いてあります、まず設計の発注行為をいたしまして、入札、設計ということで流れは進んでいきますが、最初に設計条件が確定した中設計業務を進めていきまして、それで設計内容がしっかりと固まった状況、こちらのものを工事発注するという形になってございます。今回の山下・坂元につきましては、設計業務も1億円以上の非常にボリュームのある設計内容となっておりまして、通常はこういった形で設計で固まったものを工事発注するというので、下の欄、工事発注、入札、施工という流れで動いていく形ではございますが、今回の新市街地の発注につきましては、設計内容が固まらない状況、復興庁に工事の内容を認めていただきながら、かつ関係機関と協議をしつつ、また入居者の方の意向を伺いながら、設計の内容を修正していきながら工事発注していかねばならないという状況でございました。そういったところの内容を反映して、設計が終わりまで待って内容が固まった後に工事を出すという形になりますと、非常に公営住宅等の供用に遅れが生じてしまう、早急にこちらの被災者の方の再建に資する住宅、分譲地等の供用を図らなければならないということと、設計した内容を修正しながら設計を行っていく、また工事を行っていく最中に設計内容の修正が発生するといった中で、設計者と施工者の調整というのも非常に難しいという状況でございました。

そういった中、今回の発注形式といたしましては、下に書いてあります青い形の、青色で工程のフローが書いてございますが、今回の発注方法、設計施工一括発注方式ということで、基本設計のレベル、また復興庁未協議のものがある状況の中、まず発注をさせていただいております。そういった中、工事の設計の内容が固まったものから現場の中を動かし出しつつ、少しでもロスがない形で工事を早く進められる形で設計が整ったものから工事を発注、そういったところ、上側の欄が設計で下側が施工となっておりますが、そういったところの内容を設計固まったところから施工という形で逐次進めていくという発注方式を出しております。

そういった中、設計内容について修正があった場合には、設計内容を修正して施工に影響が出ないところ、こちらは同一の業者なのでそういったところの意思疎通等も図りやすいというメリットもあったということから、こちらの設計施工一括発注で今回の工事は進めさせていただいております。ただ、復興庁との協議が整ったものは随時追加する、または基本設計レベルで発注している部分もございまして、そういったところにつきましては逐次修正しながら設計施工を進めていくということもございまして、工事内容の変更も今まで山下で2回、坂元で3回変更してきた経緯というものがございます。そういった中、今回最終的に工事のほう、完了に向け精算を行っていくということからこの補正のほうを出させていただいた経緯がございまして。

資料行ったり来たりで申しわけないんですが、配布資料7の2のほうにお戻りいただけたらと思います。そのような経緯を踏まえまして、今回の補正理由といたしましては、工事完了に向けた設計数量の取りまとめ、現場の状況に応じた施工方法や材料の変更、周辺環境への配慮等を伴う数量の変更、社会情勢の変化に伴う物価上昇、復興事業の工事量増加に伴う労務費確保に要する費用等、工事の精算に向け必要となる予算について補正をさせていただいている状況でございまして。

続きまして、補正予算計上額ということで、先ほどの前ページの表3の内訳のとおり、補正額として今回計上させていただいておりますものが、新山下地区では4,844万8,000円、工事が13億8,768万5,000円の、合計が14億3,573万3,000円となっております。また、坂元地区につきましては設計が5,311万5,000円、工事が3億3,435万7,000円の、合計が3億8,747万2,000円となっております。

続きまして、右側の予算額の主な変更要素ということで説明させていただきます。変更理由の主な要因といたしまして、大別いたしますと工法の変更、数量の変更、単価の変更と主な要因は3つでございます。具体的に申し上げますと、こちらの(1)に書いてございます造成工事の工法変更、こちらに示します工法の変更、また、(2)の現場発生土の土質改良の数量増、(3)の周辺環境への配慮に伴う数量増、(4)の関係機関の協議に伴う数量増ということで、こちらの(2)から(4)の数量の変更、こういったところに伴う増額、また(5)使用材料の変更に伴う単価変更、(6)の震災復興に関する工事費の補正ということで、諸変更要因に基づきます単価積算の係数に関する補正ということに伴う増額、こういった3つの大きな要因がございます。また、設計業務内容、こちらのほうも市街地の移転者数の変更、区画割りの変更等に伴って変更が生じている状況でございます。

各項目につきまして、個別に説明申し上げますと、(1)の造成工事の工法変更の主なものとしまして、山下地区では造成土工の工区を再区分化して施工することによって、施工効率の低下からくる工事費の増ということで、これは通常土木工事の積算では各担当が個別の判断で積算する、ばらばらなとか公共事業でおのおのばらばらな積算をしてしまうという弊害があるということから、国で定めた標準積算基準というものがございます。その国で定めた標準積算基準では、土工の規模に応じて工事費、こちらのほうを施工効率から使用する重機等のサイズが決まってきておりまして、それによって積算をするという仕組みになってございます。完成箇所を随時引き渡す必要があったということから、施工規模を縮小した1カ所の施工ロットを小さくしたということから、それに伴いまして施工効率が落ちるとということから、重機のサイズを小さくすることによって変更増になったという形になってございます。

また、坂元地区につきましては、地盤改良工におきまして施工時の詳細調査に伴いまして圧密沈下が当初予定していたより大幅に長くなることが判明したと。そういったことから、沈下促進のために地下水を低下させるウェルポイント工法、こちらを追加することによる工事費の増となっております。

続きまして、(2)の現場発生土の土質改良の数量増とは、こちらは山下地区のみでございますが、盛り土材として使えない現場で発生した有機質土、こちらを場外に搬出して処分する計画ではございましたが、現場内で土質改良を行い、再利用するほうが経済的であるということが確認できたことから、現場内で土質改良を行って現在再利用する計画としてございます。今回、その発生する有機土、こちらの土量そのものが増加したことに伴いまして増額になったという経緯がございます。

続きまして、(3)周辺環境への配慮に伴う数量の増の主なものとしましては、当初は新市街地工事区域と外部の間のみ防塵ネット等を設置する予定でございましたが、完成した公営住宅、分譲宅地等を段階的に引き渡すことに伴いまして、新たにそちらの引

き渡したところを近接、入居者の方々への環境配慮ということで防塵ネットを新たに追加したことに伴う数量増に伴った変更でございます。

(4) 関係機関との協議に伴う数量の増の主なものといたしましては、国道6号の交差点改良に伴い、歩道部に設置されております通信ケーブル、こちらのつけかえにおきまして当初は工事範囲のみのつけかえの計画でございましたが、国との協議によりまして接点間、すなわちハンドホールという管理するところがあるんですが、その間の一連のケーブルをつけかえることになったということもございまして、数量が増になったということに伴う増額変更、また(5) 使用材料の変更に伴う数量の増の主なものといたしまして、本造成では現地盤と盛り土工の間に透水性の高い砕石のようなものなんです、そういったものを設置して排水を促すサンドマット法というものを採用しております。こちらは通常のガンズリではサンドマット工の透水の基準を満たす透水性が確保することが難しいということが判明したことから、基準を満たす材料に変更したことによりまして単価が高くなった、これに伴う増額変更となっております。

続いて、(6) 震災復興に関する工事費の補正の主なものといたしまして、被災地の災害復旧復興工事の大幅な増加に伴い、労働者、建設資材等の確保に要する諸経費、こちらの増額を考慮しまして国で積算方法等につきまして、被災3県の実態に見合う形で補正するもの、こういったことがございまして、遠方から労務者の確保に関する費用の増、また物価上昇に対する補正、インフレスライドという形で言われておりますが、こちらに伴う増額変更がございまして、また、設計業務の内容変更の増嵩の主なものといたしましては、新市街地の移転者数、区画割りの変更等、また関係機関との協議に伴いまして工事内容がふえたもの、こういったところの設計の増嵩という形となっております。

以上、主な変更7項目が要因となっております。その結果、集計額といたしまして次ページに配布させていただいたとおり、山下につきましては14億3,573万3,000円、坂元地区につきましては3億8,747万2,000円の増額という形になってございます。なお、本内訳につきましては、先日の全員協議会でご提示した内容では端数を丸めて100万円単位で出していたということもございまして、今回は積み上げた形のものをご提示させていただいております。以上で、山下・坂元地区の一括発注の造成分の予算の補正内容についての説明とさせていただきます。

建築営繕室長(佐山 学君) はい、議長。それでは、建築の関係につきまして私のほうから説明いたします。資料につきましては、配布資料の7の3、こちらをお開きいただきたいと思っております。説明に入るときに、資料の中で建設と建築というふうな2つの言葉が混在されているものですから、これを建築ということで一本で訂正し説明させていただきたいと思っております。また、数字がおおむね100万円単位で話をさせていただきたいと思っておりますので、あわせてよろしく申し上げます。

1番目、造成と一緒に省略をさせていただきますが、2番目、補正理由から入りたいと思っております。復興需要に伴いまして建築価格の高騰が続いている状況でございますが、公営住宅の建築につきましては平成25年5月に国の補助金額に係る被災地特例制度、これが創設されまして、以降被災3県、岩手、宮城、福島になりますが、ここで実勢価格に見合う設計が段階的に可能となりました。建築工事につきましても、最終段階に差しかかったところでございますが、今回、第4次募集の結果を受けまして災害公営住宅の整備戸数が確定したこと及び全戸の工事が着手されまして山下・坂元地区全体

の建築工事費に係る必要額が確定したこと、この2つの理由から精算に向け必要となる予算額について補正を行うものでございます。

3番目、補正予算計上額でございます。内訳を見ていただきますと、山下と坂元それぞれ、まず山下につきましては建築設計、建築工事、そして駐車場工事、そのほか建築管理負担金というふうな経費を予算計上させていただいております。内容につきましては記載のとおりでございますが、総額で話をさせていただきますと、補正前の額につきましては12億5,000万円、これに対しまして6億7,700万円を補正いたしまして、補正後の額といたしましては19億2,700万円というふうな状況でございます。続きまして新坂元駅、坂元のほうになります。こちらの経費の内訳につきましては記載のとおりでございます。建築設計、建築工事、駐車場工事、あと26年度の部分として27年度に精算払いをするというふうなことがございますので、そちらの経費、そして建築管理費というふうな内容でございます。総額といたしましては、補正前2億2,400万円に対しまして3億1,800万円を補正いたします。その結果、補正後の額といたしましては5億4,300万円というふうな内容でございます。これら全体では建築につきましては、2月補正計上額といたしまして9億9,500万円というふうな内容でございます。

右側4番目、予算額の主な変更要素というふうなところで説明をさせていただきます。単価差、戸数差、工法差と3つに大きく分けて説明させていただきたいと思っております。まず、1点目、単価差でございますが、単価差につきましては建築工事費に係る各戸の精算額については各着工時点における建築単価を踏まえて確定するというところで、当初契約時、これは平成25年6月ですけれども、このところと各着工時点の建築単価差を増額するものでございます。2点目、戸数差でございます。災害公営住宅につきましては、入居希望者の募集を踏まえまして当初契約時より計画戸数を変更しているため、各地区における最終的な決定戸数を反映した予算額に変更するものでございます。最後に3点目、工法差でございます。新山下駅周辺地区につきましては、当初契約時に予定していた木造から建築資材をより安定的に供給できる鉄骨プレハブ造りへ変更しているため、工法に沿った予算額に変更するものでございます。

最後になります。予算額の変更要素に係る経緯経過、これを説明させていただきます。そのほとんどが工事請負費、占める割合が非常に多いということで工事請負費を中心にして説明をさせていただきたいと思っております。もともと、当初予定しておりました平成25年6月、当初契約時点では計画戸数が296戸でございました。その後、26年、27年というふうに時間が進むにつれまして、要は募集事務、これを町では繰り返しやってきましたが、26年1月には計画戸数については276、そして27年度に入ると271ということで、最終的な数字に落ち着いたというふうな形でございます。また、着工戸数につきましては26年1月に16戸着工いたしました。これが10月に入りますと累計で200戸、実質1月から10月の間に200から16を引いた184が着工されたというふうな見方でございます。このようにして、最終的に27年10月には全戸着工ということで、271戸というふうな結果でございます。

あと、工法につきましては先ほど説明しましたとおり、木造をつくるというふうな考え方の中で、鉄骨プレハブ造りに切りかえた戸数、数字には入っていませんが228戸になります。これを木造から鉄骨プレハブ造りに切りかえて、以降整備を進めてきたと

いうふうな内容でございます。必要予算額といたしましては当初41億1,600万円というふうなところでございましたが、その後の経緯経過を踏まえまして最終的には右の欄、47億7,500万円というふうな見通しになったというふうな内容でございます。

47億7,500万円までいったというふうなところの差額につきましては、右側の黒いところに枠で6億5,800万円というふうな差額が掲示されておりますが、この金額が増額というふうな理由でございます。その中身につきましては下の1、2、3というふうなそれぞれ理由を掲載をさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。続きまして、坂元地区でございますが、坂元地区につきましても、同じように当初契約時点では53戸というふうなことでございました。これが最終的には56戸に確定いたしました。着工につきましても、26年9月に11戸着手したというふうなところから、段階的に27年8月に56戸目、全部着手したというふうな流れでございます。

そういったところから必要予算額につきましては、当初の契約時点では6億5,700万円だったものが、最終的には工事費として8億4,000万円必要になるというふうなところで、その増額幅は先ほどと同じように右側の黒枠の中で1億8,200万円というふうな掲載をさせていただいておりますが、この金額が今回補正要求する工事費の金額になるというふうなことでございます。

以上の結果から、山下周辺地区につきましては6億7,700万円、そして坂元周辺地区につきましては3億1,800万円の合計9億9,500万円の予算補正を行いまして、最終的な精算に必要となる予算を確保するものでございます。

続きまして、次のページをご覧ください。次に、今度は坂元の道合地区の災害公営住宅、こちらのほうの説明をさせていただきたいと思っております。2番目、坂元道合地区の災害公営住宅の計画概要でございます。一応振りかえりというふうな意味もございまして、説明をさせていただきたいと思っております。敷地面積は4,060平方メートル、そこに延べ面積1,500平方メートルの建物を建てると。計画戸数は16戸でございます。構造につきましては、鉄筋コンクリート造の3階建てというふうなことでございます。次に3番目、建築スケジュールでございます。平成27年度6月15日に県との協定締結をいたしました。これにつきましては、建築設計業務を対象としたものでございます。同じその8月に造成工事の着手に入りまして、同時期に建築設計業務の実施、これを行いました。これは県に委託していただきますので県が実施しているというふうな内容です。12月、去年の暮れに県との協定締結、今度は建築工事の部分を締結したというふうなことでございます。それで、来月3月には造成工事の完了というふうなところを予定してございまして、機を捉えて同じ時期に建築工事の着手に入るというふうな予定でございます。実際の竣工入居開始につきましては、28年度末というふうな予定でございます。

4点目、補正理由でございます。補正理由につきましては、建築設計業務につきましては業務完了に伴い生産額が確定しました。さらに、今後行う建築工事等に係る必要額が明らかになったため、現計予算との差額を補正するものでございます。また、建築工事等については建築資材及び建築単価の上昇、そしてくい工事に係る工事費の修正から増額補正を行うものでございます。なお、JR新坂元駅など周辺地域へ安全に通行するた

めの歩行者用動線、これを確保するというふうな目的に入居者の利便性を図るため、坂元道合地区と地区に隣接する県道44号角田山元線に接続する階段、これを整備するための予算を新たに計上させていただいているところでございます。

向かって右側、5番目に入ります。補正予算計上額ということで、経費の内容につきましては建築設計、建築工事、駐車場工事、県道接続階段工事、そして建築管理でございます。合計といたしまして、補正前の額といたしまして4億6,300万円、これに4,800万円を補正いたしまして、補正後の額といたしましては5億1,100万円というふうなことでございます。

最後になります。補正根拠、こちらについてまず1点目、建築設計委託料、こちらにつきましては建築設計業務が完了いたしました。それでその精算額が約1,900万円というふうになることが明らかになったため、精算額にあわせ1,500万円の減額補正を行うというふうな内容でございます。2点目、建築工事委託料でございます。建築工事の設計業務の完了に伴いまして建築工事に4億6,000万円が必要となることが明らかになりました。そのため、工事に関する増額補正を行うものでございます。増額理由、大きく分けると2つございまして、まず1点目は建築資材及び労務単価の上昇というふうなことでございます。災害公営住宅の建築に係る27年度の国の補助単価は、建築資材及び労務単価の上昇にあわせ前年度と比較し5.7パーセントおおむね上昇しているというふうな状況でございます。平成27年6月に予算を補正させていただきましたが、この際には平成26年度国の補助単価に基づいて予算を見積もっておりました。しかしながら、実勢に見合った工事を確保するために平成27年度の補助単価に置きかえる必要があるというふうなところで関係する予算を補正するものでございます。2点目、くい工事に係る工事費の修正でございます。鴻池組・上野組JVとの変更契約の協議が不調となった後、より入居者が安心できる住宅環境を整えるために、災害公営住宅の構造を当初想定していた軽量鉄骨造りから鉄筋コンクリート造りに変更し、必要な経費を6月補正で予算化いたしました。このとき、構造の変更により建物の重量が増加するというふうなことで、くいの本数、またはくい径を増加させなければならなかったんですけども、くい工事に係る予算額は軽量鉄骨造りのままでございました。そのため、鉄筋コンクリート造りに必要となる予算額に補正するものでございます。

次のページをお開きください。先ほど県道接続階段というふうな説明をさせていただきましたが、県道接続階段、向かって右側がこの道合地区周辺の道路の状況でございます。どうしてもやっぱり車がすれ違うというところに人が歩行するというふうなことを考えていったときに、どうしても危険を伴うのではないかという心配がございまして、これを左側の配置図、外構図をご覧くださいますと、ここの敷地から直接左下の対象箇所とありますが、ここの階段を上っていくことによって新市街地のほうに歩いて安全に行けるというふうな発想のもとに予算を計上させていただいているものでございます。

次のページをお開きください。こちらは具体的なアクセスルートというふうな説明でございますが、今説明を申し上げております坂元道合地区の災害公営住宅につきましては、この図面の左上、茶色で塗られているところでございます。この新市街地につきましては、JR新坂元駅を初めといたしまして、例えば左下にございます地域交流センター、この中には坂元地区の核となる支所も設置するというふうな予定でございますので、こういったところを中心に安全に行けるように、そういうふうなところを目的としてこ

ここに階段をつけるということをございます。なお、赤で丸にくくられているところにつきましては、歩行者の安全を守るために横断歩道つきの交差点というふうなところも記させていただいたところをございます。

説明については以上になります。よろしくお願いたします。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時30分といたします。

午後 0時13分 休憩

午後 1時30分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

7番菊地康彦君より午後の会議を欠席する旨の届け出があります。公務でございます。亘理名取共立衛生処理組合の監査で公務のために欠席ということですので、報告いたします。

議長（阿部 均君）それでは、議案第6号について質疑を許します。—— 質疑はありませんか。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは、3点ほど質問させていただきます。その前に、きょう配布資料7の1、一括発注とそれからそれ以外の部分、あるいは新山下駅、坂元地区、あるいは道合地区と分けていただいて、なおかつ増因、あるいはマイナス要因の詳細ということでその関連資料を出していただいた。よく目を通させていただいた。その中で3点ほどちょっと確認という意味、あるいは疑問点といいますか3点ほどさせていただきます。

まず第1点目ですが、きょういただきました資料の7の2とその次になりますか、まず歳入の部分で確認ですが、これらは28億幾ら足しまして補正することによって国庫支出金の226億円という平成24年からのものということですが、それ以後の例えば第13次までの交付金がありますが、それらとの関連は一切ないのか。24年度の当初の予算の枠内でこれはおさまるといふ数字が出ているのでそれはおさまったのは結構だと思ふのでこれについてどうのことはないんですが、当初の例えば造成関係でいくと226億9,000万円、これに今度は211億円になるということでおさまっているわけですが、その226億円はいわゆる当初の交付金だけなのか、それとも13次まで数次にわたっての交付金がありますが、そういったものが入っているのかどうか。これは造成だけではなく建築の部分でも7の3の資料でもいえるんですが、その辺のちょっと確認をさせていただきたい。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。私も概括的な話しかできないところはあるんですが、私が聞いている範囲では、当然当初に一定程度の枠が認められている。その後、数字、具体的に何回目でなんぼというもので手元には持っておりませんが、数次にわたりました例えば交差点改良だとか内示をいただいているというようなことをございまして、必ずしも1回目でぼんっという形でその基金といいますか交付金が来たというものではないという理解をしているところをございます。以上でございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。この数字といいますか記載の資料に基づきますと、平成24年6月にということになっているんですが、そうしますとこれは数次にわたるものという今説明ということによろしいわけですかね。数次にわたるものの累計が226億円だと、

例えば造成に関しますと。そういう解釈でよろしいんですか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。こちらにお示ししているのは当初、24年6月時点のものでございます。ただ、右の支出見込みにつきましては今回の精算額、造成、建築全て入っておりますので、当初の枠にすら入っているという認識で思っただけであれば結構かと思えます。以上でございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。そうしますと、復興関連、造成でも建築でもそうですが、実際はもっとこれよりも交付金が入ってきていると。ただし、精算の段階ではまだいっていないので、そこまでは最終終わっていないのでまだこの数字は例えばその残高といえますか、かわる可能性があるというふうに解釈してよろしいんですね。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。おっしゃるとおりでございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは、2点目の質問に移らせていただきます。今の資料の2ページ目の下のほう、7の1の2枚目の資料、これが一括発注とその他の発注ということで分けていただきました。これは非常にわかりやすいので、そこで質問なんです、中段の赤字で書いてあります坂元地区にその他として建築管理加入金という形で入っているわけですが、これは私当初道合地区のものかと思ったら、道合地区のその下に入っているわけで、建築管理545万9,000円、これは私の感覚からしますと一括発注でオオバにこの建築管理費用が入っているのかと見ておったんですが、坂元地区に別個に一括発注のほうはゼロ円になっていまして、その他のほうに建築管理が545万9,000円と入っているんですが、これの内訳となぜこちらに入るのかなと。左側に入るべき金額かなと解釈しているんですが、その辺の説明お願いしたい。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。建築管理につきましては、一括発注の中ではなく、一括発注の外側で業務委託をしているというふうな内容でございます。具体的には宮城県の住宅建設センターというところでございます。また、なんで坂元地区だけというふうな話になるんですが、山下も坂元も同じ、委託先は同じでございます。ただ、山下地区につきましては当初でお認めいただいた既決予算の中で予算が執行できると。ただ、坂元については当初予算の既決予算の中では予算に不足を来すというところから、坂元地区だけを今回補正を計上したというふうな内容でございます。

大変失礼しました。ちょっと段違いをされていて、山下地区につきましても予算が1,800万何がしいうふうなところを計上させていただいておりまして、それぞれですね、当初予算の既決予算で予算に不足が生じているというふうな理由から、積み増しで今回要求をさせていただいたということでございます。大変申しわけありません。訂正いたします。（「聞こえません。大きな声で」の声あり）

山下地区も坂元地区も、建築管理につきましては宮城県の住宅建築センターというところに委託をしております。そういう意味合いから、一括発注の枠外で業務委託をしてきたというふうな経緯がございます。その中で、今年度が最終年度というふうなところなんです、27年の当初予算でお認めをいただいていた金額に最終的な戸数をぶつけたときに不足を生じたというふうな理由から、山下地区と坂元地区それぞれ不足額を補填するための補正予算を計上したというふうな内容でございます。以上になります。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。今の建築管理部分はオオバさんの範疇でなくて、それ以外の県の管理監査部分の仕事分であるということで解釈してよろしいんですかね。それで先ほど山下坂元しか言わなかったのでも何か誤解あれしましたけれども山下でも1,800万

円あるということでそういう解釈でよろしいんですね。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。宮城県分は行政の中の宮城県建築住宅センターというところは、宮城県の行政組織ではなく、名称はたまたま宮城県とついていますますが財団法人といいますか第三機関ということでございます。ほかにつきましては、ご指摘のとおりでございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。次、3 点目質問させていただきます。7 の 2 の資料の 3 番目、右側の 3 番目です。予算額の主な変更要素の中の 3 番目、周辺環境への配慮に伴う数量増ということで、資料を見てもとみると 1 億 1, 100 万円という金額、この資料には書いていませんけれども別な資料から見るとこの金額幾らかと見ると 1 億 1, 100 万円と組んであるんですが、この中身が防塵ネット追加設置したということで、これはもともとの金額は幾らだったんでしょうか。補正で追加が 1 億 1, 100 万円ということだろうと思うんですが、もともとの金額は幾らだったんでしょうか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。こちらは増額分が 1 億 1, 000 万円ということで計上させていただいております。山下地区では 1 億 1, 000 万円、坂元地区では 1, 600 万円ということで計上させていただいておりますが、当初につきましては、こちらは主な増額要因という形で書いてございまして、当初と比べまして 4, 000 万円増という形になっております。延長の増から来てございまして、当初 4, 320 メートルだったものが 7, 380 メートル、こういったところから増額要因という形になってございます。全てがこの工種に基づいた額というわけではなく、実際積算上、全部で数千の項目にわたって計算してございまして、それを全部列挙するというわけにはいかないの、大きい要員のものを代表的なものということで挙げさせていただいている状況でありますので、ご理解いただけたらと思います。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。防塵ネットを追加してということですから、これはもとのベースが当然山下で 1 億 1, 000 万円、坂元で 1, 700 万円という数字が補正になっているわけですから、もともとあったと思うんですが、これは防塵ネット、今の話だとそれ以外のものも含めているという話なんですか。非常に金額が大きいので防塵ネット、あるいはその全体をネットを張ったのではなく、工事ごとに隣接した部分だけやっていった。使い回しもしているのではないかという常識的というか一般的には私は思うんですが、そういったことでちょっと金額が高いのかなというような印象を受けるんですが、その辺もうちょっと詳しく町民にもわかるような説明をちょっとお願いしたい。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。こちらは当初からある程度は計上してございまして、当初は外枠ですね、施工する範囲の外枠で計上してございまして、そちらでも 3, 000 万円程度の当初見込みはございました。それを実際は引き渡しする分につきましては区切りながら、部分的に引き渡ししながら工事を進めていきますので、引き渡した住居等への影響が出ないような形でフェンスを設置する必要がある。そういったところから増額するような形になっているということと、あと、防塵ネットという形で書いていますけれども、特に山下地区につきましては橋梁という高所、作業現場内に高い箇所がございまして、一般の方が入って行って落下したりしたら危ないというケースも当然ございます。そういったところもございまして、立ち入りフェンス等の機能も強化しているという部分もございまして、このような形に計上させていただいている次第でございます。以上でございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。今ちょっと後で聞こうかと思ったんですが、山下が1億1,000万円、坂元が1,700万円ということで非常に件数も違うんですが、大分金額も違うので、その要因、大きな違いの要因ということでお尋ねしようとしたんですが、今ちょっと何か高い建物があつたがために山下が金額がふえたんだというようなことの説明かと思うんですが、その辺確認で再度その大きな金額の差というのはそういうことなのか、その要因をお尋ねします。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。周辺環境に伴う配慮に伴う増ということでご説明、大きな枠でくくらせていただいております、山下地区につきましてはこちらのフェンスの増額分が大きい部分を占めてはいるんですが、そのほかに近隣住宅への影響が出ないような形で工事を行う、作業を行うという小さい重機を使って掘削を行うといった配慮とか、そういったものを行っているということもございまして、その他の要因も含まれることから多くなっている部分もございます。

一方、坂元地区につきましてはほぼ防塵ネットの部分が占める割合が大きいということから、こちらは防塵ネットの額中心ということから予算額としては小さくなっているという経緯がございます。以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。まず、何点か質問させていただきますが、まず本日本配布をしていただきました7の1の一番最初、先ほど岩佐哲也議員からも話ありましたが、災害公営住宅宅建等の施工管理業務、それから下がって行って災害公営住宅建築施工管理業務、これは確認をしますが、CMオオバさんとは切り離して県営の支払いだというふうな解釈でよろしいわけですか。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。ご指摘のとおりでございます。宮城県の建築住宅センター、そちらの方への支払いでございます。以上になります。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。ということは、CMオオバさんのこの前お話を聞いた中には別に支払いをしていて、これとは全く関連のない支払いになると思うんですが、なぜそのように最初からCMさんのほうにもこれもやってくれというふうなことはできなかったのかどうか。素朴な疑問ですが、お伺いをしたいと思います。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。CMにつきましては、基本的には3市街地の造成工事、これに伴う都市計画の関係ですとか施工管理、測量、要は土木系のものについてCMのほうに発注しているというものでございます。建築については別として、建築は建築で施工管理という整理をしているというところでございます。以上です。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。整理をいたしますと、造成工事はCMオオバさんで、建築関係は別だというふうな解釈でよろしいわけですか。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。私のご説明したとおりでございます、造成についてはCMで、建築につきましては別ということで取り組んでいるところでございます。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。それでは、説明のとおり私は本日は解釈をして、次の質問に移らせていただきます。

資料7の2、4番目の予算額の主な変更要素の（1）番造成工事の工法変更の中で、先日の全員協議会のときも質問いたしました、基本的には重機のサイズを小型に変更することによる工事費の増とありますが、表現の仕方の違いなんだろうと思うんですが、重機のサイズを小型に変更し機械の数をふやしたための増額というふうな捉え方しかで

きないと思うんですが、ここの説明では違うような気が私はしたものです。ですので、説明求めますが、確かに早く分譲宅地を皆さんにあれして少しでも施工期間を短くしたいというふうなことはわかるわけですが、この説明ですと何とか何とか納得できないんですが、もう少し私の説明でいいのかどうかお話しください。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。ちょっとこちらの文章からだ、なかなか読みづらくて申しわけなかったところなんですけれども、まず工事を施工する上で今回の新市街地は全区画を東西、橋梁があるメインストリートと、あと南北に2本幹線道路が走っているんですが、おおむね6区画に分けて、大きいところでは分けて造成する計画でいる中で、当初は全区画を盛って落ち着いたらそれを全部すき取って、別な区画に土を使い回してやるという計画でいたんですが、その場合、非常に造成規模が大きくて造成に要する時間がかかってしまう。そういったことから、6ブロックに分けた各区画の中でもさらに小さくブロックを分けて転用しながら、盛っては転用して、地盤を1回盛って、プレロードをかけて、安定したらその上の土を別な場所に転用して、その落ち着いたところにつきましては下水・上水、その他道路、造成というのを順番にローテーションで回していく工法に変えております。

そういったことから、当初は全体を6区画に分けて一体的に土木工事をやる予定だったものを、各6分の1の工区をさらに細かく分けて早く引き渡しできるような形でローテーションをかけてやっている。そうすることによって、土工の規模が小さくなる。そうすると、土工の規模に応じて、先ほどちょっと全体の説明の中で差し上げましたが、積算基準というものがございまして、各積算者がそれぞれの考えでお金をはじくとばらばらになってしまう。そういったことから、国のほうで積算基準というものがございまして、こういう種類の工事、こういう規模の工事についてはこういう額で算出なさいという基準がございまして、それにのっとなって公共事業、補助事業等はやっておりまして、その中で6分割でやったときの土量の規模と、その6分割の中でさらに細かく分けてやった土工の規模、こちらが違って閾値以下小さい規模になっていくことから、施工の作業効率、こちらがおちてくるということから立方メートル当たりの単価が値上がってしまうんです。そういったことから、今回小さな重機をという表現でありましたが、使用する機械、標準機械が小さくなっていくことから施行の効率が下がって立方メートル当たりの単価が高くなる。そういったことからこういう形の補正をする必要が生じたということと、あと、これは規模感なんですけれども、造成のボリューム感なんです、60万立方メートルとか数10万立方メートルの規模の今回は造成をしております。すると、施工単価100円変わると数億円単位のオーダーで変わってくるというところをご理解いただけたらと思います。こちらとしてあわせて述べさせていただきます。以上でございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。そのことについてはわかりました。

それでは、(2)番目でございますが、現場発生土の土質改良の数量増というふうなところのずっと読んでいきますと、場外に搬出して処分するより経済的であることから再利用しているんだというふうなことですが、その結果、再利用していてもなおかつ土質改良の数量がふえたというふうなことですが、結果的にどの程度この件は最初、当初の見積もりと比較したときにどの程度経済的だったのか。経財的であるべきだったのか。計算の数字というのはお持ちでしょうか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。当初は、場外に搬出してその搬出した分新たな土を持ってくるという形だったものを、現場で地盤処理を行うことによって経済的になるという形の試算をして実際に行っていた。そういったことで、実際にこちらの現場で2百数十万円程度経済的な設計になっていたというところは確認してございます。

それで、実際にこちらの搬出するボリューム、こちらが当初よりふえたということから、その総量自体がふえたのでこちらのコストがその分増工がふえたということでご理解いただけたいと思います。以上でございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。わかりました。（3）番目、先ほど岩佐哲也議員からも話ありましたが、防塵ネットのことですが、追加して設置したことに伴う数量増とありますが、これは町単独でこの追加という工事費を払うものなのか、それとも業者さんの一部負担もあったのかどうか。その辺はいかがですか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。こちらにつきましては、国のほうのお金もちましてこちらの防塵ネットのほうは設置してございます。こちらにつきましては通常の工事、一般的な現場との仕切りとは違って、工事区域内に新たに家のほうを早期入居していただく被災者の方の早期生活再建という要素もございまして、施工区域内で住宅を供用する必要がありましたから、その分、新たに追加して設置する必要があったという判断からそのような形でやってございます。以上でございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。そのことについて、例えば住居しております地域の住民の方からそういう要望があったものか。こちら、工事する側での親切というか配慮があつてのものなのか。その辺はいかがですか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。土工事、土を盛ってならしてということもございまして、砂ぼこり等が多いということもございまして、そういったところの話は地元の方からもあつたというふう聞いております。また、当然こういった大規模な土工事を住宅の本当にすぐ脇でやっていたということもあつて、必要な措置だったというふうに認識してございます。以上でございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。資料7の3のことについて、お伺いしたいと思います。4番目の予算額の主な変更要素の中に単価差とありますが、ここの中で各着工時点における建設単価を踏まえて確定するためとありますが、当初の1平方メートル当たりの単価と現在、平成25年6月の単価と現在の単価でどのぐらいの差があるかわかりますか。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。あくまで平均的な考え方で回答させていただきます。災害公営住宅、プランによって面積が違ふんですけれども、平均を60平方メートルという形で仮に試算をしたいと思います。そのときに、当初で契約をしていた平成25年6月時点では戸当たり約1,400万円です。これが表の5番目、一番右側に27年10月着工とございますが、この時点では戸当たりおおむね1,800万円でございます。これを60で今割りますので、そうすると当初の部分につきましては1平方メートル当たり約23万3,000円、約23万円でございます。これが27年10月にいきますと約30万円というふうなことになります。23万円から30万円まで、7万円価格が上がったというふうなことでございます。以上になります。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。わかりました。それ以上のことはお話し申し上げません。

③工法差についてもお伺いしたいと思います。先日の全員協議会の際は木造から鉄骨に変えたのは種々事情がある中にも、もう一つ大きな要因としては建築する大工さんが

あの当時は少なかったんだというふうな話をされましたが、それでそういうふうな要素が入ったと思います。それから、現在と25年当時で単面的には木材と鉄骨プレハブではどのぐらいなのか。差がわかれば教えていただきたいと思います。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。今ご質問、2点いただきました。まず1点目の大工さんの話ということですが、いずれ木造であってもプレハブであっても、同じ熟練の方々、大工の方々が必要だということは基本的には変わらないというふうな認識でおります。ただ、JVに委託している中で、木材を扱う職人の方よりも軽量鉄骨、プレハブというところで先に部品を、長さを来たり何なりというふうなところで組み立てるようなイメージなんです、そちらのほうの職人のほうが集めやすかったというふうな理由でございます。

2点目、材質。木造と鉄骨の関係の上昇幅ですが、大変恐縮ですが、ちょっと今手元にそこまでの資料がない状況ですので、大変申しわけございません。以上になります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。ありませんか、質疑。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今回のこの提案された全体を見ると、何か山元町の予算の立て方、執行の仕方、何かわけわからなくなったといいますか、うんと理解、今の話を聞いてもすっきりした答弁が返ってきません。1つ、普通に一般的に考えれば増額補正、これまでの説明で今からする、今からふえるんだ、だから認めてくださいという提案の仕方だと思うんですが、今のずっとお話を聞いてみると全てしてきた工事ではないのかというふうに思われるんですが、そのような受けとめ方でいいのかどうか。例えば、一番上の小型重機、サイズ、これはもう既に仕事しているのではないの、こういうことで。さっきの説明では26年度あたりからの仕事なのではないか、そもそも。さっきの説明では6工区、6工区などという仕事は26年度の仕事なんですか。であるならば、そういう変化があるならば、当然27年度当初でこうした予算を我々に示すべきではないかと思います。防塵ネットの話もしかりです。そういう全て我々に示されている内容、中身はそういうことになっている。見ていますと。本来普通に受けとめるなら2月にやって3月までにやらなければならない仕事の中身が28億円だというふうな受けとめ方をするわけですが、この予算の提案の仕方にするとおかしいのではないかというのがまず頭にあって、皆さんの説明を聞いてさらに混乱してしまうということなんです、今の私の疑問はそういう疑問は正解なのかどうか、まず伺います。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。建築部分と関連がありますので、私のほうから説明をさせていただきます。

資料のお配りした、例えば7の3をお開きいただきたいと思います。この7の3の1番目、平成25年度の歳出予算と平成26、27、債務負担行為というふうなところで、建築につきましては、真ん中の箱ですが68億8,000万円というふうなご可決をいただいているというふうなことがまず前提でございます。それで、議員ご指摘の内容については、全くごもっともというふうなところをまず話をさせていただいた上で、歳出予算と債務負担行為、ここの性質と違いというのを確認したいと思うんですが、歳出予算につきましては債務を負担する行為、要は契約をすとか物事を指示するというふうな、町からJVに対するお願い事とか指示事、それとそれに対応するお金の支払い部分、債務を履行するという部分です。その債務を負担するという部分と、債務を履行するという部分がセットになった権限というのが、いわゆる歳出予算というふうな理解

でございます。

その一方で、債務負担行為、実はこちらは債務を負担する行為、要は仕事、こういうふうなことをこうなさいというふうに指示をする、そういうふうな権限のみ付与されているというふうなそういう予算の性質でございます。

したがって、物事を先に進めているだろうという話、そういうふうなご指摘に関しましては、そこは歳出予算と債務負担行為の合計額、金額の話で恐縮ですが、そこの中でまず担保されているという理解のもとに事業を進めてまいりました。ただし、今後は債務を履行する、それに基づいてお金を支払わなければなりませんので、その支払いが最後に残ったというところが今年度の精算払いのタイミングでございます。その不足額について、債務を履行するための増額補正というふうなところで歳出予算を措置させていただいたというふうなことでございます。以上になります。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の説明を聞いてどのぐらい理解できているのかというのがあるんですが、債務負担と今回一括発注方式、それからCM業者、さっきの話ちょっと我々はそもそもそういう新市街地、さっきの話でCM、新市街地整備事業に関してのCMですからという我々説明受けているの。新市街地の整備事業というのは造成しかなかったのかという疑問に移ります。それは別に置いておいて、私は初めてそういう話を受け、聞きました。CM業者の仕事ということでは置いておきます。

そういうやり方でやってきて、しかしながら我々最終的に決めなければならないんですよ。理解した上で決めなければならない。一番の疑問はさっきも言っていますように、28億円という補正をこの時期にやって、それを認めてください。それに連なってこの中身は本当に重要なとか一つ一つが重要なこれは通さなければならない中身になっている。全て通っているんでしょうけれども、その際に今債務負担行為方式だから間違いはないですよというように聞こえてきたわけですが、債務負担行為にしても25年度は歳出、26年、27年度で債務負担でかけたもの。26年終わって決算も出ています。そこで、一旦その26、27の債務負担の一部はそこで精算されるよね。そして、改めて残った部分について27年度当初でその債務負担の範囲で、中で年間の最後ですから。最後の事業ですから、造成も何もであるならば相当緻密な年間の行事、それは債務負担にかかわらず綿密な年間の予算を立てなければならないというふうに考えるわけです。そこである程度と年間の内容が明確に示され、示されたことによって私たちは当初議会予算賛成しているんです。今までの話を聞くと、その計画が大きく崩れてそれもその年度途中でどんどんこういうことをやって、そして最後に金足らなくなったからお金くださいというような受けとめ方なんです。その間の管理はどうだったのか。本当にやってしまったから、やってしまっている仕事だからあれは修正はきかないんだけど、我々この時点で提起されていれば、いやこの分にしても防塵ネットのことについても今も疑問として出てきていますが、もっとこういう工夫すればもっと安くできるのではないのか、それから重機サイズなどというのもこれはそもそも重機のサイズの小型化などというのは27年度当初でわかっているはずなんですよ。さっきの6工区というのはもう26年度でできているんだから、俺も確認しないままで言っているんだけど。そして27年度は建築着工に進んでいるんですから。そちらが主な仕事なんですから。なぜそこに今ごろこの小型のサイズが出てくるのかとそういう流れからすれば、これは27年度当初で出てきて私は問題になって、それができなかったのだろうと思うん

だけれども、できなかつたらできなかつたで今ごろ出すのではなくて、そのわかった時点で我々に確認の意味で提起すべきではないのかということなんです。それが一事が万事でここに出ているもの、それから有機物ですか、これも先ほども出ていますが、これも理解に苦しむ。一体今からどれをどれぐらいやるのかとかという疑問がある。これからのことでもこれもやっちゃっている。これだって我々に相談もなしに最初場外に搬出して処分する経済的であるというのがあなたたちが決めてやったんだけど、実際そういうことでやってきたんだな。土量が多くなったと。いつ発覚したのかわからないんだけど、それもわかればあと答えの中で入れてほしいんだけど、これだってみんなその地域の人に聞いているはずなんです。このときはこういう土地だった、昔から。このぐらいのものが出てくるとそれに見合った予算化しなければならないんですよ。みんなの意見をよく聞いていけばこういう疑問がそのときに我々に提起してもらえば我々のほうからもあそこはこれで足りないのではないとか、もっと予算とっておかないと後で大変だというようなことも展開されるわけです。

道合についても同じなんです。道合もあとは今大きな部分言って、あと細かく聞くけれども、そういう全体として今回の提起の仕方というのは非常に問題がある。我々このまますんなりこれを認められるかどうかというのは、理解できないうちだめですよ。そういうことがあったから、多分9日我々に説明をしていたんだけど、きょう新たな資料、ほとんど同じなんだけれども、ますます混乱してしまう。どういうふうに理解してこの予算を通せばいいのかというのは正直なところ。いろいろ問題、あとこの労務単価、これなんていうのは25年度から比較して23万円が30万円、その以下が6億5,000万円ということになるんだとすれば、これだって25年度から出発しているんですから25年度当初からこの労務単価の高騰、資材高騰というのはずっと叫ばれてきていることなんです。26年度当初で労務単価、その当時の上がった労務単価での予算化、27年度はまた上がっているんだからその労務単価とすればこういうことは生まれてこないんですよ。もう全く暗闇の中でずっと展開されてきて、我々はぼんと出されてこれをきょう結論出さなさい、認めなさいと言われていたようなものなんだけれども、なかなか私個人はこの今までの流れの中で判断するのは難しいと思っているんだけど、結論今から出すことないんだけど、そういう受けとめ方でよろしいのかどうかちょっと確認したいと思います。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。確かに、遠藤議員おっしゃるとおり工事そのものは25年度、26年度前半から通してずっと継続してやっていることでございまして、今言ったような土工の話などもその当初からやっているという状況ではございます。確かに。ただ、どうしても最終精算とかボリュームを、全体像をつかんだ状況でこういった形でご報告したいというところもございまして、本来、確かにある程度つかんだ時点でという考えも確かにありでしょうが、ただ、積算作業そのものについても1月以上数量の集計、積算の作業、そういったものがかかってしまうということもございまして、どうしても段階で区切るにしても動いている工程が、場所場所、工程の内容によって一元的にある時点でぴたっと切ってしまうということがどうしても難しいということもございまして、今回のような形でご報告するような形になってしまったという経緯がございまして。

また、防塵ネットも同じで、9月、10月まで今年度の住宅の引き渡しがあったとい

うことから、最終的な数量がどうしてもその段階まで出なかったというところもございまして、それで、ある時点で切ると言っても土工をある時点で切る、防塵ネットをある時点で切るという時系列なところがどうしても一元で切れないというところもあったことから、こういった形で最終的な数量をまとめた時点ですべて出させていただいているという経緯がございます。そのこのところ、おっしゃることももっともですが、ご理解いただけたらと思います。

また、労務費単価及びインフレスライドの制度ですが、こちらにつきましては業者さんのほうで残工事分、例えば今回25年6月に発注しているんですけども、物価が上昇して、通常は契約時の単価ですべて積算するわけですが、物価が上昇してしまって途中で当初の単価だと割合があわないと業者さんが思った場合、逆にデフレで下がった場合は我々が申請することも可能なんですけども、通常物価が上昇するというので、上がっていったある時点で業者さんのほうで、これは残りの工事量を考えて非常に損である、物価がこのまま当初の契約より上がってしまって、残りの工事が当初の物価のまま積算されたら損だというふうに判断した時点で、業者さんのほうでインフレスライドということで協議書を出してくる形になります。その協議を出した時点から、残っている工事についてその単価を補正した形で積算するというのがインフレスライドの制度になっておりまして、その最終数量が出ないとインフレスライドとして考慮する部分の積算対象が判明しないということから、今回精算時とあわせてこちらの補正をさせていただいたという経緯がございますので、ご理解賜ればと思います。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。物価スライドの話になると専門的な話になってちょっと今理解の中では、今言ったことが理解できたかどうかというのはまず置いておいてというかそれは全体の見方とそういうふうな見方でそこから出発というか一つ一つ確認したいんですけども、最終にためて、今までのため込んでそしてぼんと出したという今のお話だと思っただけですけども、そういうやり方がいいのかどうかと我々が問われたときによくはない。我々無視されている。議会軽視されている。議会袖にされているというやり方で進められてきたんだということを取りあえずここでは指摘しておきます。

一つ一つというか何点か確認したいんですけども、この予算書から見て、いろいろこういった資料で、細かい資料で説明されているんですけども、細かくしているから私も細かく聞くんですけども、当初この山下の公営住宅建築事業費、山下については、の経緯について聞いても私が確認したところ、16億3,700万円を出発して、12月に7,700万円補正、そして12月時点で17億1,400万円、そして今回8億3,900万円、山下地区についてです。そうすると、約25億5,000万円、16億円が25億5,000万円。坂元地区については9億5,000万円から出発して、実はここは最終的に9億8,000万円ということになっているんですけども、これは中抜きで6月に建築部分を分離発注でいろいろ問題になった道合地区の部分がここから抜けて、約3億円抜けてそれを県営の建築分と先ほど来疑問の一つになっていますね。それが今日もふえて4億円も5億円近い金になっている。その辺は後で確認する時間があれば確認したいところなんですけども、そういう経緯があって、しかしながら今回3億円やって、最終的に9億円というような9億8,000万円、約10億円ですね、坂元については。そういう流れになっているんですけども、まずこの当初の内訳です。どう受けとめればいいのか。予算の当初予算のこの部分についての内訳を確認したいと思います。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。まず、当初予算の歳出予算のつくり方につきましては、もともとの本契約部分、それをベースにして27年度にその契約の中では幾ら払うかというところで編成をしているものでございまして、議員ご指摘のとおり、これからの見通しをしっかりと立てて、それをプラスアルファして当初でとるべきだというのは全くご指摘のとおりかというふうに思っています。

それで、まず建築の関係につきましては、山下については276戸、これを整備するための予算を提案させていただいたということでございます。また、坂元につきましては56戸、ここの分の戸数の予算の計上をさせていただいたというふうなものでございます。これにつきましては、配布資料の7の3、5番目、予算額の変更要素に係る経緯経過というふうな資料がございしますが、その、4月とは書いてございませんが、27年の山下だと8月で271というふうになって上がっていますが、坂元についてはそのまま51というふうなところで、若干の数字の増減があるというふうなことでございます。なぜ、数字の増減が出てくるかということにつきましては、先ほど来説明をさせていただきましたが、被災された方々に1人でも多く住んでいただきたいと、居をしっかりと確保していただきたいというふうな思いから、町では募集事務を繰り返しやってきたというところで、どうしても戸数が本当に、極端に言いますと数カ月単位で増減していくというふうな流れが正直でございます。そういうふうな理由から、当初の段階では最終確定は数としてできなかったんですけれども、できないんですが、予算といたしましては今申し上げた戸数、これを根拠にして計上させていただいたというふうな内容でございます。以上になります。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の説明は建築工事についての説明ですよね。面積はどうかということを確認したいと思います。今の建築部分での説明ではほとんど数字が動いていない。当初の予算どおり進めれば何ら増額する必要もこの1年間の事業の中で増額するというものは見えないというふうに受けとめますが、それも含めてあわせて造成工事、造成工事のほうで変化しているということであればそれはそれで、そういう理解になるのかという部分もありますので、造成工事についての当初の面積、確認したいと思います。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。造成工事につきましては、当初の発注時におきましては、山下地区につきましては造成面積34.7ヘクタール、坂元地区につきましては9.1ヘクタールで想定しておりました。その後、意向調査と復興庁との調整等を踏まえまして、山下地区につきましては0.4ヘクタール減ということで34.3ヘクタール、また坂元地区につきましては0.3ヘクタール、こちらは増となっております9.4ヘクタールということで造成面積が変わってございます。

当初、一括設計施工発注方式という中で、基本設計をもとに出している状況もございまして……。（「議長、議長。ちょっと。質問、確認します。私が聞いているのは27年度当初の内訳16の中の内訳のそのうちの部分の造成部分4億何がし、その内容についてその事業の内容について確認しているんです」の声あり）

済みません。資料のほうを確認させていただきたいので、申しわけございませんがお時間のほうをいただければと思います。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は2時35分いたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時35分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。先ほど、遠藤議員のほうからご質問いただきました災害公営住宅関係、山下の当初予算16億3,700万円なにがしの内訳で、山下の造成といたしまして、造成の工事で当初は4億2,268万6,000円ありましたけれども、今回の補正、資料7の1の2ページ目、1億8,086万1,000円ということから、合計6億3,547万円ということになってございまして、今年度の当初とは造成面積は変わっていない状況でございまして、先ほどご説明申し上げました内容に係る補正ということでご理解いただければと思います。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。坂元地区についても確認したかったんですが、何が確認したかったかということ、4億2,000万円の山下では4億2,000万円の内訳、坂元については3億9,000万円の内訳、これが何平方メートル、何町歩の造成分としてという内容という意味での質問で確認です。というのは、我々の頭の中には25年度から事業進んでいて、そして25年度については最終予算でそこで一旦切られて精算されている。26年度から債務負担で動いているんだろけれども、債務負担で動いてるにしても26年度は決算でちゃんと出ているんだから、その残りが4億円でしょうというふう理解するわけですが、それでいいのかどうかということも含めて、そしてその4億円の中身は残りの30何町歩あるうちのこの4億円というのは21町歩ですとか、あるいは10町歩ですよというふうになるのかというふうに、幾ら債務負担でも俺はそう聞く。予算のとり方というのはそういうことだというふう理解、学習して理解しているんだけれども、そういう考え方からすればこの4億円の中身というのはその30何町歩のうちの残りの幾らの部分ですかということを確認したかった。以上です。改めてお伺いいたします。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。災害公営住宅分が、先ほど申し上げた全体の造成地のうちの何パーセントかというような形というわけではございませんで、各事業、こちらの全体の事業費の中で災害公営住宅、防災集団移転事業、津波拠点事業というそれぞれの性質ごとに仕分けされておまして、その分で各事業の進捗率、例えば26年が終わった時点で27年度は全体の、ちょっと今手元に資料がないので何パーセント残ったかがわからないんですが、例えば6割できていたとしたら残りの4割の予算があって、そのうちの例えば災害公営住宅分が先ほど申し上げました4億2,200万円という形で、3つある事業の仕分けをした中で残工事分という形で入っていた。そういった中で、今回増額補正させていただいておりますが、例えば造成でしたら山下・坂元合わせて18億2,300何がしということで補正額を上げさせていただいておりますが、そのうち山下分が14億3,500何がしというふうになりますけれども、その額が補正額として工事の内容から必要な額ということで上げさせていただいて、そのうち各事業についてそれぞれの仕分けのルールにのっとった形で分けているというような状況になってございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の説明でここにおられる方々がみんな理解できれば最高なんですが、私はちょっと理解できないから何回も確認するんですけども、一括発注、しかも債務負担、しかも3手法で取り組んできているんですね。3手法というのは防災集

団、津波復興、防集の中に今のあれがあるのか、あともう一つぐらいあるみたいだけれども、多分皆さんも理解して毎回毎回対策本部会議やっているから全ての課長さんたちは誰に聞いてもわかるかと思うんですけども、そういう非常に複雑な手法しているんだから、それは合理的、効率的だという説明、あと、早期実現、それを図る上でも、あるいはコスト削減する上でもこういう手法が一番なんだということで取り組んで、しかし、我々はそれを理解して、そして判断しなければならない、その時々で。これまでは大きな変更、変化というか見えなかった。そして、小さな疑問はあったにしても前に進めなければならないということで、疑問を解けないままも進めてきているわけですよ。認めてきているわけですよ。我々のこともうんと考えてほしいんですけども、今の説明でさっぱりわからない。私は4億円の内訳を、さっきも言ったように4億円の内訳がわかればいいですよ。その後に出てくる津波拠点、そこでも造成工事等々というのは多分出てくると思うんですけども、これはこれでまた別な事業だということだね、多分そういう受けとめ方なんだけれども、それはそれでさっき案分というか多分それはそれでちゃんとした皆さん、整理の仕方でやっているんだとは思いますが、皆さんは進めていくほう。それを、今度皆さんが工事させてちゃんと理解して、そしてちゃんと監視しているのか。本当はその監視役もCMオオバだと思ってたんですけども、何かさっきの話では造成部分だけですよということになると、その辺もちょっと不安になってくる部分があるんですけども、その辺の調整役とか設計施工管理もお願いしているわけですから、オオバに。間違いではないですよ、それは。だとすれば、それは皆さんが大変だからということでおオオバさんに頼んで、その辺問題ないようにその辺の管理調整してもらおう。そういうふうな我々理解受けているんですけども、皆さんもしっかりわからないとおオオバさんをもチェックすることができない。オオバさんが、固有名詞出してあれなんだけれども、これは本当の仮定の話として話をわかりやすいふうに表示するために事例として、オオバさんがもしだったらどうなるのと。皆さんは皆さんでおオオバさんをちゃんと監視しなければならないというのを常々持っているんです。ところが、我々も非常に複雑な中身になっているから、なかなかすっきりした形で監視もできない。その辺は大体信頼関係ということにもなるので、ある程度成立するのかというふうにも思うんですけども、しかし、その信頼関係も今のままだとなかなか築けないでいる状況である。そうすると、皆さんが大したことないと思うような問題でも、こちらとしては疑問が解けないうちはそこを確認したいというそういう思いから今確認しているんです、大したことないことなのかもしれないけれども。改めて伺う。そういうの、もしわからないというならわからない。今すぐここで出せないというなら出せない。それはそれで結構なんです、それは。ということで、改めて確認します。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。災害公営住宅の整備については、造成と建築ということで、建築も関連がありますので話をさせていただきたいなというふうに思っています。

一応、建築については、先ほど話をさせていただいたとおり、津波で被災された方々を少しでも環境いいところに住んでいただくために、要は自力再建できない方の手助けをするための一つの手法として災害公営住宅の整備に努めてきたというところがベースでございます。ただ、たくさんの方々が被災されていますので、そのうち何百何十何人が公営住宅に入るかというのは、なかなか正直、震災後の混乱期も通じましてつかめなかったというところも正直、ございます。そういう背景のもとで、募集事務を数次繰り

返して、やっと戸数を、山下地区であれば346戸、全体ですけれども、坂元であれば72戸というふうな形に落ち着きました。

どうしても当初予算のときに、先ほど話をしたその時点での要望数をもって歳出予算で、要はもうちょっと増額したような形での予算編成をすれば一番よかったと思いますが、今申し上げたとおり、そういった希望の方を最終的につかむことも非常に大切であるというふうなところで、27年度に入ってからになってしまったんですけれども、山下地区であれば27年8月、坂元については6月というところまで、正直時間を頂戴したというのが現状でございます。戸数を確定すると、すぐに予算に出せるかというふうな話になるんですが、そうすると例えば12月補正でもというふうな機会になるかと思いますが、ただ、建築の関係については非常に細かい積算の積み上げというふうなことなどもございますので、一定の時間を要してしまったというふうなことで、この2月の臨時議会のタイミングになってしまったというご理解をお願いしたいと思います。

建築の関係については以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。別に私建築の関係は聞いていないんです。ただ、建築はさっき276が271、当初276戸でそれをそのままいって別に構わないんです。結果、いきなり300になったとか途中で300になったとか400になったという場合だったらそれはその時点で、そして今回こうなったらそれは建築の前の土壌、人の下の部分だからね、早いとか遅いとか少しでも早く。少しでも土地ができて造成できてその上に建築だから、逆にいうと下は既にすっかり決まっている話だから、そしてさっきも何回も言っているけれども、25、26の事業ですから土壌に関しては造成に関してはほぼもう終了しているのではないですかということの意味で何回も確認しているんですよ。その中身が4億円だし、造成では坂元の約4億円、そしてそれが大きな変化のないままの結果だったらなぜ30億円もの補正をこの時期で求められなければならないのかという疑問はそこに結びつけるためのその前段の確認なんです。

しかも、30億円という数字、皆さんわかりますか。どのぐらいの額になっているのか。通常予算、震災前の通常予算、何回かこれは町長も強調する部分あるんですが、50億円、60億円の世界です、一般会計で。30億円はその半分なんです。その半分以上を十分な理解のないまま、しかも直前になって認めろというふうなことを皆さんは提起してきているわけです、私たちに。私たちはそれをいろいろ事業があるんだろう、少しでも理解してこれを通さなければならない。何回も言うけれどもこの中身については既に工事終わったものだろう、全てが思っているわけだ。それはそれで俺は問題があると思って、それも含めて確認する上でそういうやり方がいいのかということを確認する上で今の当初の計画の立て方がどうだったのかということを確認したくて一つ一つちょっと細くなるかも分かりませんが確認しているんです。そういう質問なんです。それに対しては答えられないということがほぼ見てわかります。そのように受けとめて、この件については非常に大きな疑問を持っている、持ったということでさらに次、細かい点をさらにまたもとに戻りたい。私の言っている質問、おかしいですか。何か首かしげている人いるんだけれども。おかしかったらおかしいで指摘していただければ、次の質問に私も生かしたいと思うんですが、私は素朴な疑問だと思って質問をしています。それはちょっととりあえず置いておいて、また具体的な問題に戻りますと、防塵ネット、その前にすっきりする上で確認していきますが、重機サイズ、小型にしたのはいつの

時期、どの場所か、改めてお伺いいたします。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。平成25年1月にまず協議を交わしまして、このような形で細かい工区割りをしましようという形で、まず最初業者さんとは確認して、さらに小割りすることによって……、すみません、26年です。25年度の1月だから26年、失礼しました、1月にそのような形で工事を進めていこう、小割りで早く渡していきましようという形の協議はしております。その後、実際、ただ造成工事といたしましては27年、今年度の11月、12月まで続いているという経緯もございまして、先ほど遠藤議員おっしゃるとおり、確かにある時期で区切って皆様に細かく説明するという話もあったところではございますが、工種ごとにあるタイミングで個別に切るというのは難しかったという経緯もございまして、全体数量を取りまとめた時点でこのような形でご説明させていただいているような状況でございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の話だけれども、26年1月にそういう話しているんだったら、これを26年度の予算の中で対応もできるし、それでもちょっと難しいということなら27年、26年度にはその小型で対応しているということだから。今の説明ではもう既にね。その予算どこから持ってきたのかわからないんだけど、そのうちの幾らかが、この2億4,000万円のうちの幾らかがちゃんとそこで整理していれば当初でつけられると。つけていけばこの2億4,000万円がもしかして今回提案するの1億円で済んだかもしれないし、500万円で済んだかもしれないという見方、今の説明ではさらに26年で維持管理やって、その小型で26年度ずっと事業進めてきたということでしょう。27年度でそれで27年度もその方式でやるんだから、ここでも明確に27年度の当初には入れておかなければならない。何もどこで打ち切るとか何とかではなく、そこで26年度にもう実績あるんだから。小型重機でやればこのぐらいかかると。これは当然27年度に最初から入れるべきです、これは。入れるべきですということをお伝えおきます。首前に振っているから多分そう。いろいろ時間もあれだからね。という疑問がこれについてはあります。問題だというふうに置きかえてもいいかと思えます。

それから、下の坂元についても、これについてもいつの時期の話で、これについても昔から言われていることで、これも当初に早くわかっていたら当初に入っていなければ、逆におかしい話なんです。この件について確認します。いつの時点でわかって、工法変えたのか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。こちらのほうにつきましては、26年10月時点で現地の調査をした結果、こういった工法の追加は必要であるということから増工させていただいた経緯はございます。それで、実際こちらが完了する時点、26年2月末、3月時点までこちらのほうを継続して行っていたという形でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。26年10月にやって、今の話では26年もうこの調査でもわかっているんですね。そして、これは坂元地域はいろいろな人が言って地域住民言っている話なんだから、逆にいうと26年10月に調査するというのももってのほかというか、圧密沈下当初予定日より施工時の詳細調査、施工時でその前から調査しなければならない。まあ、いいです。それはやっていく中でそういう必要が生まれたということやったんだけど、これまたね、27年度当初に間に合う話だ。あるいは、そこまで間に合わなくて今こういうことやって、いずれ補正で変わる予定ですか当初でそう

いう説明あってしかるべきです。そうすつと我々はそれを見て実際に出てきたときに我々の正確な目で見てその額でいいのか、その内容でいいのか、もっとしなければならないのではないのか、またそこをあいまいにしてまた次にそういう問題が起きるのではないかというようなことが展開されるんですよ。この議場の中で。そういうことも含めれば、これも当然また27年度当初に間に合わない、正確な数字が出せないという、まさに予算ですからそのために補正があるんですから、別な形でうんと対応しているわけですから、皆さんそこでもそこで提起されるはずなんですということをつけ加えておきます。多分、答え、あと最後に全部に対して答えろ。

それから、防塵ネットは何回も言っています。これも大きな疑問。国道6号、あとサンドマット工法。これも最初からサンドマット工法で道合地区で何回もやりとりした話で、お互いにこのことについてこの方法がいいのかどうなのかというのは議論戦わせている部分なんです。当然、皆さんはそれを受けてそういう変更の内容に最初からきちっとした工法で臨むべきだった。これも改めて確認しますけれども、通常のガンズリで難しいことから、この難しいというのはいつわかったのか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。こちらは材料を仕入れる時点で、土質というかその材料の詳細調査を行った際に必要な透水係数というものがあまして、サンドマット材というのは軟弱地盤対策指針という基準に基づいて透水係数、その材料が0.075ミリメートルのふるいを通る通過率が3パーセント以下という基準があつて、そういったものでないと透水性を確保できないという材料の基準、それに基づいたもの、通常のガンズリでは難しいということから、こちらのほうを別途仕入れるような必要があつたということから、増嵩させていただいております。その時期につきましては、土工時期と同程度の時期というふうに思われますので26年1月ごろからというふうに考えてございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。これも26年1月。当然26年度予算で対応できる話ですよ。今もう28年ですよ、今。もう、何をしてきたのか。してきているのかということ強く感じざるを得ない。

それから労務単価については先ほど、これだつてその時々で対応すれば一気にこの6億円になるかどうかというのは先ほど来の説明では、私はちょっと理解しがたい。理解できないでいる状況にあります。わかります。これは世間で言われていることですから。資材高騰、労務単価の激増というのは、しかしこれが本当にそれが6億円まで上がるのか、6億円は大した金額ですよ。山元町の人件費12、3億円、その半分、この1年間でかかる。我々に提起されるのはこの1年間でかかるという示され方ですから、これまで聞くとこれはどうもこの2、3年の中での積み重ね、積み上げというような数字がこうなっているんだというのが段々理解できてきているところなんです、しかし、そういった手法が予算の立て方、あるいは執行上そういう手法というのは許されているのかどうか、こういう疑問にもつながってきます。それは何回も強調しているところによると一括設計施工、一括方式ではそれは許されるというようなことでやっているのかどうか、その辺はきょうの課題にしませんが、町長、どう思いますか。こういう予算の立て方について、町長、最高責任者ですよ。町長としてはこういう執行のあり方というのは当然だと思われているのか。その一つ一つ全てこの工程策定問題については職員の中ではほぼ肯定しているような状況が見られるんですが、その辺について町長はどう受けと

められますか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。いろいろと議員のほうからご指摘、ご確認を頂戴しているところでございますけれども、この施工設計一括発注方式を採用する中で、基本的には当初の契約の段階から復興庁とヒアリングを受けて、一定のご理解を得たものについて大まかな予算を計上させていただいて、そこからスタートをしているということでございまして、状況を見ながら設計をし、工事をし、いろいろカバーしながら順次工事を重ねていく、あるいはまた一部拡大をしてきているというふうな流れがあるわけでございます。一つ一つの場面につきましてはご指摘のとおりでございますし、必ずしも予算の変更なり追加なり、議会とのかかわりの中で100パーセント理にかなったような形で物事が運んでいるかという点については、これは大変申しわけございませんけれども、必ずしも全てがすっきりした形になっていない部分があるのは、これは大変申しわけないというふうな思いもございます。

どうしても、これまでもそれぞれの地区、2回、3回と変更契約を結ばせていただいておりますけれども、その都度ご説明しておりますとおり、要所要所で工事の進展状況にあわせまして復興庁とやりとりをさせていただいて、復興庁のご理解をいただく中で、設計変更あるいは追加というような形でお認めをいただいておりますけれども、その過程において、先ほど来からご指摘の部分については必ずしも100パーセントきちんきちんと整理をした中で次のステップに入っているかということにはなっていない部分が一部あるのかなというふうな、そんな受けとめ方をしているところでございます。

これは、ここの時点でいろいろな話をさせてもらうにしても、もう一定程度進んだ段階でございますので、大変苦しい理由にならざるを得ないのでございますけれども、そういうやりくりの中で何とか最後の精算業務をしっかりと対応していかなければならないというふうに思っております。もちろん、我々としては議会のご理解を得て前に進むというのが大前提でございますけれども、その前段として先ほど来から申し上げているとおり、復興庁との相当程度のヒアリングもございまして、また山元町に限らず公共事業、皆さんご案内のとおり議会の議決を頂戴しましても、あとは国の会計検査というふうなものもございまして、そういうものも相当意識しながら、できるだけ制度の範囲内、理にかなった、そしてまた検査でもお認めいただけるようなそういう内容で事を進めなければならない、そういう思いで日々対応させていただいているということもあわせてご理解をいただければありがたいと思うところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今のお話、これまでのやりとりをどこまで理解した結果の話なのかということになると、甚だ疑問に思うところがあります。最終的に今のようなやり方をされたということは議会が全く軽視された。議会を通らないで言葉表現悪いんですが、やりたい放題のことをやってきたということにつながるわけですよ。それも今債務負担行為云々と表現した。債務負担、都合のいいときはそれを前に出し、都合の悪いときに後ろに引っ込める。債務負担で今の町長のお話なので、債務負担で財源は十分確保されているんです。ただ、それを認められるかどうかその時々事業出てきたときに、そして進めること、事業を進めることはできるんです。財源は確保されているんですから、この復興関連事業についてはわかっているんだから予算づけもできるんです、そういう意味で。そのための債務負担でしょう。2年間にわたってその財源、この事業を進

めるために、ただその時々で復興交付金。その復興交付金ももらっているんだから。財源を見るとみんな復興基金交付金取り崩していて対応しているんだ。そういうことでやれるんです、そういうやり方しても。その部分ではそういう手法を使っていない。そういうふうな手法をとれば、当然その時々で議会のチェックが入る。多分そうは思っていないと思うけれども、こういう話になるとどうしてもそういううがった見方になってしまう。この部分、ちょっと問題あるから議会通さないで後で報告で済ませよう。そういうふうに最初から思って進めたというふうに思いません。思わないけれども、ここまで膨れ上がって、そして今この時期に年度末終わるんですよわ。そして判断しろという手法は本当にこれは議会を軽視した姿結果だということを私はきょう強調したくて長々と細かいところ、しかしその一つ一つが多分問題になっている問題点だというふうに思っている確認なんです。これ以上、町長もう少し認識深めてほしいと思うんですが、重大な問題だというふうなことで私は確認を求めたわけです。それに対して今の答弁というのは第三者的な本当にこの事態を真剣に深刻に受けとめた結果の表現なのかというと、残念ながら私はそう受けとめられませんでした、残念ながら。

どうするのかと。これまでも、これまた何回も指摘してきたところなんです、こういう重要な作業、こういった問題をどの辺でそれを言うとまた遠藤さんそう言うというふうに言われるかもしれないけれども、どこでどのぐらいの頭の中でこういう問題を対応してきたのか。この姿結果だけを見れば数人の中で、これも前回確認したところで数人の中でいろいろ進めてきた。そしてその結果については対策本部で報告のみで閉まる、終わっている。私はそういうやり方に問題があったのではないかとずっと思っているわけですが、これまたこの話になりますとどういうところまで発展するかわかりませんので私はここでおさめておきますが、そういう思いを強く持っている。何回も確認しますけれども、議会軽視無視のやり方で進められてきたということを強く訴えて終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

3番（竹内和彦君）はい、議長。お疲れのようですから手短かに質問したいと思います。先ほど伊藤議員の質問にありました単価の件、建築単価の件です。資料の7の3の4番目です。右上のほうになりますけれども、私3年ほど前に一般質問でこの建築単価、災害公営住宅の単価について質問したときは、たしか坪65万円というその程度の話だったかと思えます。先ほどの伊藤議員の質問で平方メートル単価で回答されたので坪単価に計算し直してみたら、25年6月の単価で坪77万1,000円程度、そして27年の単価で見ると坪単価99万3,000円で計算出ましたけれども、これは大体そんな計算でいいのでしょうか。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。坪単価というのは一般的に建物を建てるときに日本人としてイメージする単位ですから、まさにそのとおりなんです、先ほど説明をさせていただいたのは1戸当たり平均で1,800万円という話をさせていただきました。ただ、60平方メートルというものがあくまで仮定の数字で置いているために、それを1平方メートルで割り戻して割って3.3を掛けるとどうしても高くなるというふうな形になるかと思えます。したがって、平方メートル単価といたしましては山下も坂元もほぼ同じ、今ちょっと数字を追いかけるというのではなくおおむね60万円から70万円ぐらいというふうなことでございます。ただ、実際には設計単価というのがありまして、坂元については85パーセントで要は入札しているということで

すから、契約ベースでいきますと山下よりは単価が安くなるというふうな状況にはなっていないとさせていただきます。ちなみに、山下の落札率は96パーセントというふうなことで、大体10数パーセント単価に開きがあって、山下のほうが高いというふうなことでございます。以上になります。

3番（竹内和彦君）はい、議長。質問したのは、先ほど平方メートル単価23万2,800円とそれに3.3を掛けた、3.314。それから坪、27年度は平方メートル単価30万円ということで単純にそれを坪単価に直したということなんですけれども、それについてはいいですね、それで。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。1,800万円というのは、あくまで必要な予算額というか見通しとしてこのぐらいお金が必要です、それに対して山下ですと271という数字になるんですが、それぐらいの棟数をつくりますということで、単純に割った数字なんです。間取りについては2DKから2LDK、3LDKということで、おおむねですけども2DKについては55平方メートルです、床面積が。3LDKになると80平方メートル近く床面積が広がります。そういうふうなものがあるって、かつLDKの数が均一じゃなくて、2LDKが一番多いとかそういうふうな271戸の状況、分布になってございます。そういうところで、今仮に60平方メートルで割ったというふうなことですから、それが本当は60で割るべきではなく65とか68で、正しい数字がその数字であればそれで割ってそして3.3を掛けるということが正しい坪単価の出し方になると思います。仮に60で割ったものですから、結果として割って掛けるというふうになると坪単価90万円だろうというふうな議論、確かに私の答弁からいうと竹内議員がそう思われるのも当然だと思います。ただ、60を想定して平方メートルで出してしまったものですから、60平方メートルが標準の面積というふうに置いてしまったものですから、どうしても90万円になってしまう。ただ、結果としては坪70万円、大体その前後というふうなことで捉えていただければというふうに思います。以上になります。

3番（竹内和彦君）はい、議長。先ほど計算しましたら99万円ぐらいになるものですから、坪単価のほうが非常にわかりやすいものですから坪単価で計算してみました。今、室長からの回答ですと大体70万円ぐらい。そうしますと、随分この開きがあるんです。99万円と計算で出ましたけれども、室長は大体70万円ぐらいではないか。大変ざっくりとした計算なんですけれども、それはいいです。確かに18坪、60平方メートルで計算すると18坪なんです。単価的には高く出るんです。これもわかります。約2割ぐらい高くなるものですからね。やむを得ないと今そうは思います。ただ、どうしても坪70万円にしても大量発注しているわけですよ。それで注文建築でもないし、そして木造住宅ではなく価格に影響されにくい工場生産化率の高い鉄骨プレハブで発注しているわけですよ。ですから、そんなに高くなる要素というのはないと思うんです。工場場で働いて建物つくっているところですから、働いている人の人件費なんて今上がっていないんです。確かに現場での作業員は人件費、どうしても作業員の取り合い云々になりますとその人件費は上がってくると思いますけれども、これは非常に鉄骨プレハブという特異な工場生産の高い住宅なものですから市場に余り影響されないということはあると思うんです。ただ、主にはもう少し価格について精査をさせていただいているのかどうかということと、先方さんの言いなりになっているのではないのかとその辺なんです。その

辺についてはどうですか。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。まず、金額について、相手方はJVですのでJVの言いなり、それには全くなつてございません。その根拠については、公共建物については一般的に公共建築物の積算基準というのがございまして、それに基づいて算定します。かつ、災害公営住宅につきましては、当然補助建築単価というのに基づいて算定していくんですが、先ほど話したとおり被災地3県、岩手、宮城、福島、ここもどうしてももろもろの事情があつて価格が高騰しているというのが国でもわかっているものですから、そういう意味で、公営住宅をつくる場合にこの被災3県に関しては1年でおおむね10パーセントから20パーセント、補助単価を上げてきています。ですので、それが2年、3年というふうに繰り返されると、20パーセント、20パーセントと繰り返されるので、要は25年につくった建物よりも27年につくった建物のほうが必然的に単価が高くなるというふうな傾向のもとで、私たちは山元町の災害公営住宅を整備したというふうな経緯でございます。以上になります。

3番（竹内和彦君）はい、議長。そういう1年で10パーセント程度ぐらいのそれもあるんだということでありまして、私のほうではその辺がちょっと疑問だということがありましたけれども、総じてこういう時勢でもありますので、やむを得ないのかという気持ちも半分程度ありますので、私の質問についてはこれで終わります。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。最後の確認になるのかと思いますが、ひとつ何点か確認したいと思います。この予算が通つたその後の流れというのはどうなるのか。というのは、ここに示されている金額がどこかであらわれてくるかと思うんですが、その辺の流れについて確認したいと思います。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。今現在、精算業務をしております、まず山下地区につきましては3月議会のほうで精算をかけるべく、今並行して作業しているところでございます。坂元地区につきましては、先ほど全員協議会の中でお話ししたとおり、谷地川との施工調整もあつて、若干ずれ込む可能性があるということもございまして、精算作業のほうは行っておりますが若干延びる可能性があるということでご説明させていただきたいと思います。建築につきましては3月議会の中で、山下・坂元両方とも精算のほうの作業も進めているような状況でございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。またちょっと頭混乱してきたんだけど、これは最終的に債務負担というのは決まっているんだけど、その範囲で変更契約という形で新山下新市街地整備工場ほか何かという形で3件にわたつてこの予算に基づいて3件にわたつてそういった変更契約が出てくるという受けとめ方でいいのかどうか。みんなそれぞれ増額変更ということになるんですが、これ以上は変更はしないという話も何回もこの間確認しているんですからね。そういうのも常々言っているんですから、言っているんですから、確認してきているんですから、先ほどの話聞けばやってやらなくちゃならなかったんです。それを放置してきた。いろいろ放置放置等々好きなとか山元町工法で生まれているんですが、ということもあつて確認します。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。遠藤議員おっしゃるとおり、現在、今までご説明差し上げる時期等もございまして、今回このような形で精算に向けた予算要望という形で上げさせていただいております、当然誤差もあるかとは思いますが、そういった範

圏内で今回精算作業を進めまして、工事の変更、こちらのほうを2件上げさせていただく形になるかと思えます。ただ、坂元につきましては造成のほうはちょっと谷地川との調整の絡みもあって残工事があるということから、ずれ込むこともございまして2回に分けて変更の説明を差し上げることになるかと思うんですが、最初は建築の精算、その後造成の精算という形でご説明する流れになるかと思えます。ただ、工事としては2本で精算活動を行うという形でご理解いただければと思います。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。精算精算というのを非常に強調しておられますが、結果、きょう示されたこの中身の工事は全て終わった工事なんですね。そのことを確認します。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。谷地川の前の部分、あと若干最終的な仕上げ等は残っておりますが、ほぼ完了ということで来月一月の間にまだ現在若干作業は残っておりますが、内容につきましてはJVと調整してこの形でというところで協議はしておりますので、その辺はご理解いただければと思います。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ここで最終的に我々の了解も得ないで30億円近い金ももう既に予算の裏づけなく一応予算の裏づけと債務負担で保証されているというかなんだけれども、明確にその辺を示さないまま工事だけは済ませてしまったというようなことで受けとめてよろしいかどうか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。今遠藤議員おっしゃったお話でご質問いただいた内容、実際現場のほうは、申し上げましたとおり継続して動いているということから、精算時期までこのような形でご説明ございましたが、現在工事のほうは山下で95パーセント、坂元で94パーセント完了しているような状況でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういった事実一つ一つ確認しながら今後の議会活動、議員の態度表明に生かしていきたいということを確認してきょうは終わります。きょうは。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

12番（青田和夫君）はい、議長。7の2の6番目のインフレスライドのものでちょっと1点だけ伺います。遠方からの労務確保ということなんですけれども、これについて内訳ちょっと教えていただけますか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。遠方労務につきましては、こちら平成24年2月から適用されております被災地内の企業だけでは十分に施工体制を確保できないといった危惧があるということから、被災3県における建設工事については不足するであろう技術者、技能者を広域的な観点で確保できるように運用が定められたものでございまして、具体的には労務費、労務者の移送に関する費用、募集解散に関する費用、こちらのところは積み上げで補正できるといった制度でございます。以上でございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。今説明ありましたけれども、聞きたいのは営繕室で例えば1級土木とか1級建築士とか資格の持っている人がいっぱいいますよね。この人たちはどのようなこれに該当というかいろいろ指示出すことができないんですか。その辺、ちょっと伺いたい。

建築営繕室長（佐山 学君）はい、議長。今のお話はJVの中の建築士という理解でよろしいでしょうか。そこは請負契約というふうな形で、完成物を引き渡しする、いつまでに幾らでというふうなところの中で、何人そこに雇用されるかとか誰が雇用されるかというところは、これは言及できないということでご理解いただきたいと思います。

12番（青田和夫君）はい、議長。そうすると、さっき24年2月からという説明がありました。

ずっと今27年過ぎて28年に入ってきている。これは物価スライド法からいくと大体3年が目安だと私は理解していましたが、5年なんです、もう。それでまたここにこれが適用されるのか、そこの辺がちょっと理解できないので伺います。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。インフレスライド等は、あくまでも資材等の高騰に対して単価の入れかえという形でございますが、遠方労務費というのはあくまで労働者の確保のために宿泊費とか、あとは遠方地から来ていただく際の旅費等、そういったところをしっかりと形として残して説明がつく形で整理されていけば積み上げることができるという制度でございます、こちらは国のほうの通達に基づいて積算する形になってございます。

あと、先ほど遠藤議員の質問の中で今後の予定という話の中、山下・坂元につきまして全員協議会の中でご説明差し上げたかと思うんですが、谷地川のほうが延びるということと、あと駅広一部工事が残るということから、工期の延期もあわせてさせていただくような形であることを補足させて述べたいと思います。以上でございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。今のもので労務確保のものはわかったんですけども、物価のもののインフレスライドのもの、そこの辺、ちょっともう一回教えてくださいませんか。要するに、俺が理解しているのは要するにこの震災があつて予期することのできない特別な事情があつたからこれをスライドするというのを理解していたんだけど。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。インフレスライドにつきましては、通常は契約時点の単価を用いて工期内は精算するという形ではありますが、今回のような復興需要が非常に多くて単価がすごい勢いで上がっていく時期があつた。そうすると、その分、補正、業者としては非常に不利益をこうむるということから、業者さんのほうでインフレスライドをお願いしたいということで協議を申し出るような形で発注者側が受けるという形の経緯を踏まえております。その際に、残っている工事量、終わったものについては当初の単価をそのまま使うわけですが、協議が上がった時点でそのときの単価、発注時と比べて幾らか上がっているでしょうから、その分の単価で残りの分を工事の補正を行う。例えば、15パーセント進んだ状況で協議が上がったとしたら、残りの85パーセントにつきましてその協議が上がった時点での単価を用いるという形になってございます。その業者さんが求める時期によって変わってくるような制度でございます。以上でございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。ということは、1社だけのこれは物価スライドのもので受けているんですか。例えば、JV組んでいるんだったら2社、3社ありますよね。それが全てのもので入っているのかどうか。

震災復興整備課長（早坂俊広君）はい、議長。こちらはJVの契約とのインフレスライド契約というふうになりますので、3社JVだとしてもJVとの契約している内容に対してインフレスライドを行うという形になってございます。ちなみに、今回山下では平成26年8月と平成27年3月、2回にわたって残工事分に関してのインフレスライドということで協議の申し出が来ております。今回、数量が固まったということからその申し出があつたときから残っている工事量が確定したということもございまして、今回の精算でその分の費用を算出したという経緯がございまして、坂元につきましては平成26年9月に同じようにインフレスライドの申し出がありまして、今回数量が固まったという段階で精算で反映させていただいている状況でございます。以上でございます。

議 長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから議案第 6 号 平成 2 7 年度山元町一般会計補正予算（第 5 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議 長（阿部 均君）これで、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 2 8 年第 1 回山元町議会臨時会を閉会します。

午後 3 時 3 3 分 閉 会
